

平成31年第1回定例会（第1号）

平成31年3月4日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 平成31年度七飯町施政方針
日程第 4 平成31年度七飯町教育行政方針
日程第 5 常任委員会報告
日程第 6 各特別委員会報告
日程第 7 出納検査報告
日程第 8 定期監査報告
日程第 9 一般質問

○出席議員（18名）

議 長	18番	坂 田 邦 彦	副 議 長	17番	神 崎 和 枝
	1番	横 田 有 一		2番	川 村 主 税
	3番	小 松 義 光		4番	上 野 武 彦
	5番	平 松 俊 一		6番	畑 中 静 一
	7番	中 島 勝 也		8番	佐 野 史 人
	9番	木 下 敏		10番	青 山 金 助
	11番	長谷川 生 人		12番	川 上 弘 一
	13番	池 田 誠 悦		14番	坂 本 繁 美
	15番	中 川 友 規		16番	稲 垣 明 美

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	鈞 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
総務部税務課長	広 部 美 幸	会 計 課 長	青 山 栄久雄
民生部住民課長	清 野 真 里	民生部環境生活課長	竹 内 圭 介
民生部福祉課長	村 山 德 收	民生部子育て健康支援課長	磯 場 嘉 和
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	川 島 篤 実
経済部土木課長	佐々木 陵 二	経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司
経済部水道課長	笠 原 泰 之	経済部商工観光課参事	三 浦 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	松 本 亨	学 校 教 育 課 長	扇 田 誠
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

14番	坂 本 繁	15番	中 川 友 規
-----	-------	-----	---------

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（坂田邦彦） ただいまから、平成31年第1回七飯町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（坂田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

14番 坂本 繁 議員

15番 中川 友規 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（坂田邦彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

○議長（坂田邦彦） この際、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提案された議件は、承認3件、議案24件、報告1件、以上28件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会

議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

平成31年度七飯町施政方針

○議長（坂田邦彦） 日程第3 平成31年度七飯町施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

○町長（中宮安一） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成31年度七飯町施政方針を申し述べさせていただきます。

I、はじめに。

平成31年第1回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政執行に臨む基本姿勢と施策の一端を申し述べます。

昨年4月8日に行われました町長選挙において、町民の皆様の温かい御支持をいただき、4期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。これまで、議会の皆様を初め、町民の皆様にいただいた御指導、御支援に、改めて感謝を申し上げます。

これからも安全で安心なまちづくりに努め、「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」の実現を目指し、さらなる七飯町の発展のために尽くしてまいりますので、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

II、町政に臨む基本方針。

“夢と希望と可能性”にあふれた「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」の主役は、町民の皆様です。

本年度の町政に臨むに当たり、全国各地で毎年のように発生する大規模な自然災害を鑑み、当町

においても「災害は必ずやってくる」を念頭に、町民の安全・安心の確保を最優先してまいります。そのためには安定した財政運営に努めなければなりません。

急激な人口減少が喫緊の課題として叫ばれている中で、いかにして人口減少を最小限にとどめるかが大きなポイントとなります。

これまでの政策効果を検証しつつ、次の四つの基本的な視点を掲げ、具体的な施策を実行してまいります。

- ①子供を安心して産み育てられる。
- ②住み続けたいと思える生活環境を整える。
- ③食や観光を初めとする力強い産業と雇用の場をつくる。
- ④七飯町らしさを生かして人を呼び込み、呼び戻す。

また、施策の基本的な姿勢として、これまでまちづくりを進める上で、大規模な自然災害における人命の優先、安全・安心の確保が最も基本的な責務であるとの信念に基づき、耐震基準を満たさない公共建築物の改築を手がけてまいりましたが、昨年9月6日に震度7を記録した北海道胆振東部地震や全道一円が停電となったブラックアウトを教訓に、防災対策の強化に取り組んでまいります。

日本が人口減少社会に突入している中、当町は新幹線関連企業などの雇用の確保により人口減少が微減にとどまっていたましたが、昨年は残念ながら転出超過となり、結果、人口減少が進みつつあることから、今後も住環境の整備、子育て支援、地場産業の育成、企業誘致などに努めてまいります。

昨年3月23日に開業した道の駅「なないろ・ななえ」は、来場者が目標であった90万人を上回り、100万人を超えております。

今春には、敷地内に男爵ラウンジの開業が予定されていることから、一体感のある活性化施設として情報発信に努め、周辺の既存施設や大沼観光とともに、さらなる誘客、集客を図り、地域全体への経済的な波及効果を高めてまいります。

詳細な施策については、主要施策で御説明申し上げますが、厳しい財政状況のもとで、10月か

ら消費税率が10%へ引き上げられ、地方経済への影響が懸念されますが、最小の経費で最大の効果が得られるよう事務事業の優先順位を見きわめながら、一般会計106億8,000万円の予算を編成いたしましたので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

Ⅲ、主要施策の推進について。

本年度の主要施策については、町政運営の指針であります第5次七飯町総合計画の基本構想及び基本計画に沿って御説明申し上げます。

第1、安全・便利なまち。

道路の整備、住宅の整備、暮らしの安全対策の推進、情報基盤の整備などにより、安全で便利なまちづくりを目指します。

初めに、道路、交通ネットワークの整備について述べてまいります。

道路の整備については、町道整備として社会資本整備総合交付金の改良舗装工事、橋梁長寿命化関連での橋梁の修繕、設計及び点検、単独事業の改良舗装工事を実施してまいります。

国道及び道道については、北海道縦貫自動車道の大沼トンネル工事が着手されましたが、早期完成に向けた要望とあわせ、国道5号の交通安全対策として片側2車線化を要望するほか、道道の大沼公園鹿部線、大沼公園線及び大野大中山線の整備促進、大中山駅前通りの早期着手を要望してまいります。引き続き、関係機関との連携のもと、安全で安心な交通網の形成に努めてまいります。河川については、北海道が事業主体の久根別川広域河川改修事業、藤城川砂防事業、軍川砂防事業及び蒜沢川砂防事業の整備促進並びに水無沢川砂防事業の新規着手について関係機関に要望してまいります。

除雪については、昨シーズン的大雪を教訓にミニホイールローダーを購入するほか、除雪体制を検証し、寄せ雪に対する町民の皆様の負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。

鉄道や路線バスなどの地域公共交通については、通勤や通学など生活に欠かせない交通手段であり、国や北海道並びに近隣市町と協調して、その維持に努めてまいります。

次に、住宅市街地の整備について述べてまいり

ます。

住宅・市街地については、空洞化の防止や防犯のほか、良好な景観形成を図るため、空き家・空き地バンクの取り組みを充実させてまいります。

また、新たに策定した「七飯町空き家等対策計画」に基づき、老朽化した空き家の適正な管理を推進するとともに、解体費の助成制度を設け、周辺環境に影響を与えるおそれのある危険な空き家の解消に努めてまいります。

公営住宅の整備については、冬トピア団地の7棟目となる長寿命化工事を施行するほか、桜B団地及び吉野山団地の屋根や外壁の改修工事を行います。

また、本町上台団地の延命化のため調査設計を行うほか、大中山地区に計画されている道営住宅の整備について、引き続き支援してまいります。

次に、交通安全と防犯体制の充実について述べてまいります。

交通安全対策については、家庭、学校、地域、そして関係団体との連携を強化し、児童生徒及び高齢者の交通安全教育を図るとともに、事故防止のための交通安全運動を展開してまいります。

防犯については、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、警察、地域、関係団体などと連携してまいります。

また、外灯のLED照明については、今後も関係団体と協働し、維持管理に努めてまいります。

次に、消防・救急・防災体制の充実について述べてまいります。

消防及び救急体制については、高規格救急車が2台体制となり、今後も町民の生命と財産を守るため、消防力の強化を図ってまいります。

また、七飯消防団が7月に開催されます北海道消防操法訓練大会に出場することから、支援してまいります。

防災体制については、近年、全国的に大規模な自然災害が多く、特に昨年9月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道で初めて震度7が記録され、ライフラインの寸断や産業被害、ブラックアウトの発生など、道民の暮らしや経済社会活動に多大な影響がありました。

このことを教訓として、新たに「情報防災課」

を総務部に設置し、防災に対する機能強化を図ってまいります。

具体的には、大沼地区の防災行政無線のデジタル化を実施し、あわせて町内全域に防災行政無線を整備してまいります。

さらに、停電時の戸籍の証明交付や避難所などの対応強化のため、国や北海道の支援制度を活用しながら発電機などを整備してまいります。

次に、情報ネットワークの整備について述べてまいります。

情報ネットワークの整備については、総合行政情報システムなどの保守、ハードウェアの更新、ウイルス対策の強化により、個人情報保護、情報漏えいの防止などの安全管理に努めてまいります。

また、コンビニエンスストアでの戸籍関係証明書等交付サービスに必要なマイナンバーカードの普及に引き続き努めてまいります。

第2、快適なまち。

生活基盤の総合的整備を図って、住みやすい快適なまちづくりを目指します。

初めに、環境施策について述べてまいります。

大沼の環境施策については、「大沼ラムサール協議会」や「大沼環境保全対策協議会」を初め、各関係機関との連携を密にし、大沼の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、大沼ラムサール隊を編成し、子供たちに大沼の自然の大切さを伝えてまいります。

また、大沼の水質浄化対策については、大沼環境保全計画に基づいた水質浄化に努めてまいります。

下水道処理区域外の生活排水対策については、引き続き合併処理浄化槽の設置に対し、助成してまいります。

次に、循環型社会の構築について述べてまいります。

廃棄物対策については、循環型社会の構築を目指して、ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルの推進、不法投棄の防止などに取り組んでまいります。

また、廃棄物処理場については、老朽化が進むリサイクルセンターの更新について、引き続き検

討してまいります。

次に、上下水道の整備について述べてまいります。

水道事業については、施設の維持管理や老朽化へ適切に対応し、将来にわたり安全で安心な水の安定的供給を目指してまいります。

また、災害などの停電時に備え、水道施設の発電機の更新、整備を進めてまいります。

水道料金については、本年度から新たに導入するクレジットカード決済による支払いについて、周知してまいります。

下水道事業については、長寿命化計画に基づき、「大沼下水浄化センター」の更新工事などを効率的に進め、下水道施設の適切な維持管理を実施してまいります。

また、経営の面については、将来に向けた経営基盤の安定化と経営状況の明確化を図るため、来年4月からの地方公営企業法の適用を目指してまいります。

次に、公園・緑地の整備について述べてまいります。

公園・緑地については、子供の遊び場、また地域住民の憩いと交流の場として活用されていることから、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

第3、ふれあい・安心のまち。

住民自身の健康管理、行き届いた福祉対策などにより、ふれあい・安心のまちづくりを目指します。

初めに、保健・医療体制の充実について述べてまいります。

保健については、第3期健康づくり基本計画に基づき、町民一人一人が主体的に健康づくりや食生活の改善ができるよう、関係機関が一体となって推進するとともに、高血圧や高脂血症などの生活習慣病を予防するため、ヘルシーレシピ料理教室を開催し、食生活改善への動機づけを図ってまいります。

また、疾病の早期発見・重症化の予防のためには生活習慣の改善が重要であり、健康管理を意識し、継続的に健診を受けていただくため、基本健康診査の自己負担額を無料にいたします。

母子保健については、子供を安心して産み育てられるよう、妊婦健康診査に加え、産婦健康診査及び産後ケア事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援に努めるほか、安心してイベントなどに参加できるよう移動式授乳テントを購入し、活用してまいります。

また、町独自の施策として、医療行為により免疫が失われた子供への予防接種再接種費用を全額助成するとともに、ロタウイルス予防接種費用の一部助成を継続し、疾病の発生、蔓延を予防してまいります。

次に、地域福祉の充実について述べてまいります。

第4期総合保健福祉計画が目指す基本理念「町民がともに支え合い暮らしやすいまち ななえ」の実現に向け、要援護者支え合い事業、ボランティアポイント事業を推進し、町民の地域福祉活動への参加を支援してまいります。

また、身近な地域における分野を超えた生活課題については、地域包括支援センターを中心に関係機関との連絡調整を図りながら、総合的な相談に対応してまいります。

次に、高齢者福祉の充実について述べてまいります。

高齢者が、住みなれた地域でいつまでも元気で支え合い、生きがいを持ちながら安心して生活を送れることを目指して、在宅福祉サービスを実施してまいります。

また、老人クラブ、老人クラブ連合会みずからが企画したローレンピックなどの自主的な活動に対し、支援してまいります。

介護保険事業については、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けることができ、また、自分らしい暮らしができるよう医療・介護・介護予防・生活支援サービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の推進を図るとともに、生活支援コーディネーターを配置し、町民などを初めとした地域主体による多様な支援体制を推進してまいります。

また、介護予防と生活支援については、要支援者に対して従来のサービスに加え、有償ボランティアによる生活支援と外出支援を組み合わせた

生活支援サポート事業などの介護予防・日常生活支援総合事業を推進してまいります。

次に、障害者福祉の充実について述べてまいります。

障害者福祉については、家庭や日中活動のさまざまな場面において、障害のある方のニーズや障害の状況に応じたきめ細やかなサービスが提供できるよう、関係機関との連携のもと、相談支援体制を強化し、指定障害福祉サービス提供基盤の確保を図り、障害者の社会活動への参加を推進してまいります。

次に、社会保障の充実について述べてまいります。

医療費助成については、子供、重度心身障害者及びひとり親家庭などの医療費の助成範囲を北海道の基準より拡大して実施しておりますが、費用負担の公平性などの観点から、助成内容を見直してまいります。

国民健康保険特別会計については、昨年度より北海道と市町村の共同保険者に移行となりましたが、医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、1人当たりの医療費が年々増加し、医療費の抑制が難しい状況となっております。

本年度も累積赤字の解消を目指し、医療費適正化を積極的に推し進め、健全な運営に努めてまいります。

第4、育むまち。

子育て支援から生涯学習の充実、青少年の健全育成、地域文化の振興、交流活動の活発化を図り、人を育むまちづくりを目指します。

初めに、子育て支援の充実について述べてまいります。

子育て支援については、母親の出産前後の支援から幼児期の教育・保育の提供体制の確保、地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、子育て世代のニーズに対応した「第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

具体的には、保育料軽減や医療費助成のほか「子育て支援センター」を地域の子育て支援拠点として、子ども・子育て支援を推進してまいります。また、豊田地区の児童は、現在、交通安全

対策が不十分な久根別川沿いの道路を登下校していることから、事故などの未然防止として通学に対する支援を行ってまいります。

放課後児童健全育成事業については、大中山複合施設が竣工し、本年度より3クラブで定員90名の大中山学童保育クラブが開始します。併設された多世代交流スペースを活用し、これまで以上にきめ細やかな支援を目指してまいります。

また、民間の学童保育クラブを利用する保護者に対しても、引き続き助成してまいります。

児童虐待防止については、児童相談所、教育委員会、保育所など関係機関と情報の収集と共有化を図り、虐待を未然に防ぐため、子育て支援ネットワーク会議を活用してまいります。

次に、教育関係について述べてまいります。

教育関係については、教育長から詳細に示されます教育行政方針を尊重してまいります。町としての本年度の主な教育支援などについて申し述べます。

安全で安心な学校づくりとして、大中山小学校改築事業の最終年度となる本年度は、プール建設及び多目的広場などの整備を行います。

また、大沼地区の義務教育学校となる大沼中学校の改修事業に着手するほか、統廃合に伴う空き校舎などの利活用について検討してまいります。

子供たちの食育については、給食で提供しております安全で安心な農畜産物の確保と地産地消を支援してまいります。

また、多子世帯の給食費の軽減を引き続き、実施してまいります。

生涯学習については、拠点となる文化センターを初め、社会教育施設も老朽化しつつあることから、計画的な整備を進めてまいります。

また、七飯老人大学が開講から50周年を迎えることから、記念事業に対して支援してまいります。

次に、交流活動の推進について述べてまいります。

国際交流事業については、国際的視野に立つ人材を育成するため、本年度も中高校生及び町民代表を姉妹都市コンコード町へ派遣してまいります。

また、4月にはコンコードカーライル高校コンサートバンドの生徒など90名が親善を目的に来町することから、歓迎してまいります。

国内交流については、香川県三木町との姉妹都市提携が20年を迎えることから、20年間の交流を記念するとともに、今後も経済や文化活動などの交流を深めてまいります。

第5、活気とにぎわいのまち。

基幹産業である農林水産業、商・鉱工業、観光の振興を図って、雇用が生まれる活気とにぎわいのまちづくりを目指します。

初めに、農林水産業の振興について述べてまいります。

農業については、TPP11及びEPAの発効によって、かつてない市場開放に直面し、経済のグローバル化の進展に伴う安価な輸入農畜産物の増加による国産農畜産物の価格低迷が懸念されます。

このような中で、当町の野菜取り扱い額が4年連続30億円を超え、特に長ネギは初めて15億円を突破し、「北の匠」の名でブランド化しつつあります。

本年度からは、新たな集出荷予冷施設が稼働することになり、生産者、農業関係団体及び市場関係者が三位一体となって消費者の信頼を確固たるものとし、さらなる販売販路の拡大が期待されるところであります。

今後も国などが進めるあらゆる支援策を最大限に活用し、関係機関との連携のもと、生産者の農業経営改善に努め、高品質で安全で安心な農畜産物の安定生産を図ってまいります。

また、七飯町野菜生産出荷組合が創立50周年を迎えることから、記念事業に対して支援してまいります。

果樹については、西洋リンゴ発祥の地である当町において、第61回全国リンゴ研究大会が開催されることから、西洋式農法150年事業とあわせて支援してまいります。

農業基盤の整備については、道営事業の白川地区及び渡島東部地区が本年度で完了するほか、通作条件道路などの整備を進めてまいります。

林業については、森林環境税及び森林環境譲与

税が創設されることから、本年度は、森林環境譲与税の使途についての検討をしてまいります。

また、町有林及び民有林の整備については、国などの支援事業を活用するとともに、災害・防災対策の一環として治山事業を要望してまいります。

大沼の内水面漁業については、生態系への影響がないよう資源の確保と水質の浄化対策に注視しつつ、大沼環境保全対策協議会などと連携し、調査・研究を進めてまいります。

次に、商・鉱工業の振興について述べてまいります。

商工業については、町内の経済及び雇用を支える中小企業に対し、商工業経営安定資金貸付や商工業経営安定融資保証金補給及び利子補給を行い、経営の安定を目指すほか、七飯町商工会を初めとする関係団体と連携し、支援してまいります。

また、地域経済の活性化を図るため、公益財団法人函館地域産業振興財団などと協力し、引き続き「創業バックアップ事業」に取り組むとともに、函館地域産業活性化協議会との連携のもと、豊かな資源や立地条件をPRし、企業誘致を進めるほか、町内の消費拡大と町内企業へ活力を与えるため、10周年を迎える「あかまつ街道納涼祭」を初め、「ななえ町物産グルメ発表会」、「チビッコ雪まつり」などのイベントを支援してまいります。

物産の振興については、ななえ町物産振興協会を中心に、各種物産展やイベントでのPR販売を実施するほか、ふるさと納税の返礼品として町内特産品を活用してまいります。

次に、観光の振興について述べてまいります。

観光振興については、大沼国定公園を中心としたすぐれた自然を生かし、環駒ヶ岳広域観光協議会及び大沼体験観光づくり実行委員会が実施する体験型イベントや広域観光ルートの開発などを推進するとともに、教育旅行の誘致のほか、北海道新幹線関連プロモーションなどの広域的な取り組みに積極的に参加してまいります。

また、小学生新幹線体験ツアー事業を継続実施し、当町はもとより、道南観光の魅力を発信して

まいります。

道の駅については、道の駅エリア民間活力導入事業として、飲食・物販、資料展示やイベントスペースなどを備えた施設である「男爵ラウンジ」が開業することから、大沼国定公園を初めとする当町の魅力を発信し、観光振興と地域活性化に取り組んでまいります。

また、道の駅周辺に当町の知名度向上を図るため、情報看板を設置してまいります。

次に、雇用対策について述べてまいります。

雇用対策については、ハローワークと連携し、求人情報の周知に努めるとともに、南渡島通年雇用促進支援協議会を通じて、通年雇用に必要な資格や技術向上を図るための技能講習などを実施するほか、七飯町シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の安定した活動を支援してまいります。

また、北海道新幹線札幌延伸の早期実現は、観光を初め、広範に活性化が期待され、特に就労人口の増加や新規採用職員の地元雇用も見込まれることから、関係機関に要望してまいります。

第6、ともに歩むまち。

協働のまちづくり、地域コミュニティの育成、男女共同参画・人権尊重のまちづくりを進めて、自立する自治体経営を目指します。

初めに、協働のまちづくりの推進について述べてまいります。

まちづくりは、町民と行政と議会が協力し合い、みずから考え行動し、汗を流す協働の考えが必要であり、そのためには、男女が互いに人権を尊重し、自分らしく輝いて暮らせるような環境づくりが必要と考えます。

引き続き、出前町長室を実施し、町民の皆様の意見などを真摯に受けとめ、町民の視点で行政を執行してまいります。

次に、自立する自治体経営の推進について述べてまいります。

大中山出張所を併設した大中山複合施設が3月25日に開設となり、さらに大中山小学校改築事業が本年度をもって完了となるものの、依然として本町地域センターを初め、築40年を超える老朽化した公共施設を抱えています。

ここ数年、安定した税収があるものの、これまでの公共施設の改築にかかる費用負担や扶助費の増高などにより、厳しい財政運営を強いられています。

将来にわたって安定した住民サービスを持続していくため、費用負担の少ない民間主導での改築や長寿命化計画による改修を進めるほか、施設の必要性についても検討してまいります。

あわせて、行財政改革において事務事業の見直しによる歳出縮減や使用料を初めとする歳入全般の見直しを進めるほか、土地開発基金と新幹線事業推進基金を統合し、今後の公共施設整備に柔軟に対処してまいります。

また、平成27年度策定の「七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が本年度で最終年を迎えることから、この間の施策を検証するとともに、来年度からの総合戦略策定に着手し、人口減少問題に対する施策の見直しを進めてまいります。

IV、むすび。

以上、本年度の町政執行についての所信と主な施策の概要について述べさせていただきました。

本年5月より、平成から元号が変わりますが、行政の使命は町民の皆様の安全で安心な暮らしを保障し、よりよいものにしていくことであり、そのことはいつの時代においても変わるものではありません。

本年は、新たな元号となる大きな節目の年であり、新たな時代に向けたまちづくりを目指し、町民の皆様とともに知恵を出し、工夫を重ね、力を合わせ、進めてまいります。

「災害に強い安全で安心なまち“七飯町”」、「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」を目指し、これまでの政策の継続や検証を重ねつつ、町民の皆様の暮らしを守るため、果敢に行財政運営を押し進めてまいりますので、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。本年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（坂田邦彦） 以上で、平成31年度七飯町施政方針を終わります。

日程第4

平成31年度七飯町教育行政方針

○議長（坂田邦彦） 日程第4 平成31年度七飯町教育行政方針を行います。

教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（與田敏樹） I、はじめに。

平成31年第1回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

本年度も、教育行政の根本となる教育大綱（第2次七飯町教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。））に基づき、事業を実施してまいります。

学校教育にあつては、児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働きがいのある学校」を目指し、学ぶ喜びを共感できる学校づくりを推進してまいります。

社会教育にあつては、「生涯学習環境の創出と人材の育成」を基本に、「町民がきずなで結ばれ、生きる力を育み、ともに学ぶまち七飯」を目指し、その主役となる「人づくり」を念頭に進めてまいります。

一方、大変厳しい財政状況の中、子どもたちや町民への影響に配慮しながら、事務事業の見直しを行ってまいります。

II、教育基本方針。

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

本年度は、学校教育の充実を初め、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

III、平成31年度の主要施策。

平成31年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第1、開かれた教育行政の推進。

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議と連携を図り、責任体制の明確化や教育委員会議会の充実、公開、情報発信を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

第2、幼児教育の充実。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子どもたちの生涯にわたる資質・能力の向上に寄与するものであります。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

第3、学校教育の充実。

児童生徒の基礎学力の向上と健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実に努め、「生きる力」の育成を図ります。

児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働きがいのある学校」を目指します。

(1) 学校経営の充実。

学校評価等を生かし、校長のリーダーシップのもと、教育課題解決のため、全教職員の創意が生かせる協働体制の確立に努めます。

七飯町教育研究所と連携し、教職員の資質向上に努めます。

教職員の健康管理、児童生徒と向き合う時間の確保のため、昨年度策定した「七飯町立学校教職員の働き方改革」のもと、引き続き学校における働き方改革を推進します。

なお、昨年統一して実施した夏季休業期間中の学校閉庁日については、教職員が休みやすい日に配慮して、学校ごとに設定するものとします。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実。

各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編成・実施するとともに、本年度も学習支援員を活用し、習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育てます。

小学校の新学習指導要領が全面実施される来年

度に備え、準備を進めます。特に、プログラミング教育は新たな取り組みであることから、教職員の指導力向上を図るため、必要な環境整備を進めます。

また、学力向上には家庭での学習習慣の確立が不可欠です。引き続き、各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

(3) 道徳教育の充実。

命を大切にできる心や規範意識を重視し、実社会や実生活とのかかわりを大切に「心の教育」の充実を図ります。

思いやりの心を育むため、地域人材講師の活用、体験やボランティア活動、福祉施設の訪問などを推進します。

(4) いじめ対策の充実。

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わる全ての関係者が、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続けることが大切です。本年2月に改定した「七飯町いじめ防止基本方針（改定版）」のもと、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一、いじめが発生したときには、いじめを受けた児童生徒の保護に万全を期すとともに、いじめをした児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

(5) 生徒指導の充実。

不登校対策等については、適応指導教室指導員や指導主事が各学校と連携を密にし、七飯町適応指導教室「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラー（SC）の活用など総合的サポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携しながら対応することとします。

校外生活における児童生徒の安全・安心を確保するため、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や「子ども1110番

の家」の拡充等に努めます。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は改善傾向にあります。引き続き生活習慣の改善とあわせて学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の高揚に努めます。

(7) 特別支援教育の充実。

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園等・小学校・中学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学のための相談・指導の充実を図ります。

(8) 環境教育の充実。

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など、豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

(9) 国際理解教育の充実。

国際社会の一員として活躍する信頼される人材を育成するため、英語の外国語講師を配置し、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

また、小中高等学校の教職員で組織する七飯町小中高英語教育連携協議会の活動の活性化を図り、英語の教科化に向けた小学校外国語活動の充実を目指します。

(10) 防災・安全対策の充実。

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに取り組みます。突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため「事件・事故対応マニュアル」、「災害対応マニュアル」や「不審者対応マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。

さらに、地域における見守り活動、「子ども1110番の家」や不審者情報ネットワーク等の活用や、コミュニティ・スクールの特性等を生かし、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

(11) 食育の推進。

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を計画的に推進します。ふるさと教育や地域経済の活性化を図る上からも、町費による地元産食材を使用した安全・安心な給食を推進します。

本年度から値上げした給食費等の徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化、公会計への移行を目指します。

(12) 教育環境の整備・充実。

①大沼地区小中学校の統廃合について。

大沼地区に新設する義務教育学校については、昨年末に地域やPTAの代表により結成された大沼地区義務教育学校開設準備委員会で、来年4月開校に向けた準備を進めます。

それぞれの学校の閉校式については教育委員会が、記念式典については地域が主催し実施します。

必要な経費については、それぞれの事業内容が決定次第、予算を計上してまいります。

②学校備品の整備・充実。

学校図書や教材備品、情報教育に必要な情報機器の整備などを計画的に推進します。学校図書の購入にあつては、児童生徒の読書意欲が向上する取り組みを推進します。

③奨学金の利用促進。

進学の見込みと能力がありながら、家庭の経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な学生生徒に対する奨学金の利用促進を図り、将来を担う有能な人材の育成に努めます。

④就学援助費の見直し。

生活実態に見合った適正な収入を把握するため、3年後から判定基準を現在の世帯所得から世帯収入に変更します。

⑤校長・教頭住宅のあり方。

厳しい財政状況を考慮し、小中学校の校長・教頭住宅は、地域事情及び交通事情に鑑み、そのあり方について検討します。

⑥対外競技に係る補助金の見直し。

児童生徒の中体連等の対外競技に係る補助金について、本年度中にその基準の見直しを行い、来年度から実施します。

第4、生涯学習の推進。

七飯町が活力に満ちた町として発展するためには、個性豊かで創造力に富んだ人材を育成し、生涯を通じて生きる喜びが実感できる生涯学習社会の構築が重要です。

第3次七飯町社会教育中期計画（平成28年から32年度）に基づき、引き続き町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。

子供たちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。あわせて、郷土の発展に欠かせない文化意識の高揚と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

(1) 生涯学習。

生涯学習、地域づくりを推進するため、中央公民館としての文化センターや各地区公民館、七飯町歴史館などが連携し、文化祭、老人大学、公民館講座、サークル活動の実施や図書資料の活用など、多様な学習機会の提供を図り、生涯学習機能の充実と行政サービスの向上を目指します。

老朽化が目立つ社会教育施設については、利用者の安全を確保する上からも計画的・効率的な整備を図ります。

老人大学については、七飯老人大学が本年度で開講50周年を迎えることから記念事業を実施します。一方、高齢化率の進展にもかかわらず、参加者は3大学とも減少してきております。高齢者が生きがいを持って参加したいと思える老人大学となるよう、講座内容等について検討します。

大沼地区については、減少数が顕著であります。来年度、大沼老人大学が開講40周年を迎えることから、節目の年として、それ以降の存廃を含めたあり方について、参加者の意向も踏まえて本年度中に結論を出します。

(2) 青少年の健全育成。

七飯町が力強く発展していくためには、青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し、あすの七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全・安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験など、青少年育成事業を推進します。特に本年度は、七飯町地域子ども会対抗かるたチャンピオン大会が40回を迎えることから、記念大会として実施します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上。

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣・生活能力・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で大変重要な役割を果たします。全国学力・学習状況調査結果等をもとに、学校と家庭、地域が連携し、基本的な生活習慣の定着化を図り、子どもの健全育成を目指します。

(4) 芸術・文化の振興。

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種芸術文化団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。

また、芸術文化活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。特に、子どものころから質の高い芸術文化に親しむことは情操豊かな心を育むために必要なことから、今年度は劇団四季による「こころの劇場」鑑賞会を小学校高学年対象に開催します。

(5) 文化財の保護・管理の推進。

文化財は、風土や自然、そしてそこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか、民俗資料の展示施設として位置づけられている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講演会、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

(6) 生涯スポーツの推進。

いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

子供たちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。プロチー

ムや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

町民が対外競技に参加する場合の補助金について、本年度中にその基準の見直しを行い、来年度から実施します。

IV、おわりに。

以上、平成31年度の教育行政方針について申し上げます。

無限の可能性を秘めた七飯町の子供たちは、郷土のあすを担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても、知恵と工夫と創造性で子供たちが健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、新年度の教育行政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（坂田邦彦） 以上で、平成31年度七飯町教育行政方針を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後10時59分 休憩

午後11時10分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5

常任委員会報告

○議長（坂田邦彦） 日程第5 常任委員会報告を議題といたします。

民生文教常任委員会の報告を求めます。

佐野委員長。

○8番（佐野史人） 委員会報告第3号。

民生文教常任委員会報告書。

平成30年9月6日、第3回定例会における議

決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

平成31年2月27日、七飯町議会議長坂田邦彦様。民生文教常任委員会委員長佐野史人。

記。

所管事務調査事項。

大中山小学校バイオマスボイラー設置に関する運営状況等について。

平成30年10月26日、11月20日、平成31年2月5日、27日の4日間、委員会を開催し、教育次長及び学校教育課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明を聴取するとともに現地調査を行った。

1、調査の目的。

大中山小学校に設置されたバイオマスボイラーの設置、小学校全体での暖房経費の状況と今後の方向性を把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

バイオマスボイラーの詳細、バイオマスボイラーの計画時点と現時点でのチップの単価、使用量、仕入れ先、バイオマスボイラーに関するランニングコストが比較できる資料、バイオマスボイラーを計画した際の経緯に関する資料、今後の燃料費の抑制方法に関する資料、町内でチップを調達する場合の単価及び設備投資に係る費用に関する資料等の提出を求め、教育次長及び学校教育課長への聴取及び現地調査を行った。

3、大中山小学校バイオマスボイラー設置に関する運営状況等について。

(1) バイオマスボイラー導入の経過について。

大中山小学校の暖房方式については、ガス単独方式、灯油単独方式、灯油と木質チップ方式、ガスと木質チップ方式での検討が行われた。初期費用及び30年間の運用コストでは、灯油単独方式が一番安価であるものの、環境面での硫黄等の大気汚染物質が発生するという問題がある。また、ガス単独方式では、運用コストが最も高値となることが見込まれる。

そのため、学校施設に木質バイオマスボイラーを設置することで、児童に対する環境教育となり、また地球温暖化防止にも寄与するという観点

から、ガスと木質チップの併用方式とすることと決定した。

表1、大中山小学校校舎棟、暖房方式比較表であります。ごらんください。

(2) 計画時点と現時点との単価、使用量等の比較。

バイオマスボイラーに使用する木質チップについて、当初は建築廃材の使用を検討しており、単価は1トン当たり1万1,000円、使用量は52トンを想定していた。

しかし、建築廃材の使用については、サンプルをメーカーで検証したところ、使用可能ではあるものの、化学物質燃焼による有害物質の発生、ボイラー燃焼室内のクリンカ発生等で部品交換やメンテナンスを頻繁に行うこととなり、ボイラー本体の寿命が短くなる可能性が指摘された。

このことから、木質チップの原料を町内産の間伐材に変更することを検討したが、含水率が高いことや町内のバイオマスボイラーに適した大きさにすることにより、単価が高額となるとの報告があった。

そのため、町内での調達を断念し、当町のバイオマスボイラーの仕様に適した木質チップを納入できる業者として、知内町のSBフォレストから木質チップを調達しているが、計画時点で想定していた単価よりも高額となっている。

表2、バイオマスボイラー計画時点と現時点でのチップの単価、使用量、ランニングコスト等の比較表であります。

(3) 今後の燃料費の抑制方法について。

木質チップの単価及び使用量については、計画時点から大幅な乖離が見られる。そのため、教育委員会としては、次のとおり燃料費の削減を検討している。

①プロパンガス使用量の削減。

平成29年度の大中山小学校の燃料費の実績によると、バイオマスボイラーを本格稼働した平成30年3月の燃料費については、プロパンガス使用料金が前月比80万6,000円減となった。一方、木質チップが48万円分消費されたことにより、プロパンガスの減少分と木質チップ増加分を差し引くと32万6,000円がコストダウン

となった。

これは、バイオマスボイラーを24時間稼働とし、プロパンガスによるバックアップボイラーを稼働させないことや廊下床暖房により暖まった空気を教室内に引き入れること等により、バイオマスボイラーの使用を最大限高める運用をし、プロパンガスによる暖房を極力減らしたことによるものである。

上記のことから、燃料費を抑えるため、今後もプロパンガスによる暖房を極力控え、バイオマスボイラーの安定的な運用に努めていきたいとのことである。

②町内産木質チップ生産体制確立に向けた働きかけの実施。

木質チップの調達に係る費用を軽減するため、原料に町内産の間伐材を用いた木質チップの生産体制が確立されるよう、教育委員会としては、町や森林関係者に働きかけを続けていきたいと考えている。

③安価で良質な木質チップを販売する業者との協議。

燃料費の削減を図るため、厚沢部町のうずら温泉で使用している厚沢部町林産協同組合の木質チップの使用を検討している。しかし、含水率が安定しないことや、安定的に当町に供給することができるかの課題がある。

また、当初導入を検討していた株式会社ドウナンECOについては、新たにチップパー機械を導入したため、当町の仕様に合う木質チップを作成することができるようになった。不純物を除いた建築廃材による木質チップと生木由来の木質チップの2種類がサンプル提示されており、現在、成分分析を行っているが、価格が安価であり、コストダウンにつながると考えている。

今後も、引き続き燃料費の削減を図るため、安価で良質な木質チップを販売する業者を検討していくとのことである。

4、まとめ。

大中山小学校のバイオマスボイラーについて調査をした結果、運用開始してからの燃料費に関し、使用量や納入単価が当初計画していた時点との大きな乖離が見られる。

木質チップについて、町内産の木質チップは単価が高額となることから、経費削減のため、知内町の業者から木質チップを購入することは妥当であるものの、町内において同等の価格の木質チップが生産できるよう、町や林業関係者と協議を続けていくよう望むものである。

校舎全体での光熱費についても、旧校舎と比べて面積が増加しており、光熱費も増加しているものと見込まれることから、校舎全体での光熱費の削減に取り組まれるとともに、体育館の一般開放などによって広く町民に開放し、体育館の利用率を上げるよう望むものである。

また、光熱費の削減については、プロパンガスや電気料の調達方法の見直しや工夫を行うなど、最小の経費で最大の効果を挙げるように取り組まれることを強く望むものである。

なお、今後の公共施設の整備に当たっては、光熱費等のランニングコストも踏まえた綿密な調査を行った上で公共施設の整備が行われることを望み、委員会報告といたします。

○議長（坂田邦彦） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

日程第6

各特別委員会報告

○議長（坂田邦彦） 日程第6 各特別委員会報告を議題といたします。

初めに、北海道新幹線等の利活用・地方創生対策に関する調査特別委員会より報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

畑中委員長。

○6番（畑中静一） 委員会報告第1号。

北海道新幹線等の利活用・地方創生対策に関する調査特別委員会報告書。

平成29年3月22日、第1回定例会において設置された当特別委員会がこれまで調査した結果を下記のとおり報告する。

平成31年2月12日、七飯町議会議長坂田邦

彦様。北海道新幹線等の利活用・地方創生対策に関する調査特別委員会委員長畑中静一。

記。

1、平成29年3月22日に第1回目の委員会を開催し、委員長に畑中静一委員、副委員長に川上弘一委員をそれぞれ互選し、委員会を閉会した。

2、平成29年9月22日に第2回目の委員会を開催し、委員会の調査方針の検討を行った。町からの情報提供により、政権与党において全国の総合車両所の恒常的な公開を推進するプロジェクトチームを発足されたことを受け、安全な見学通路の設置、来客者向けの案内施設の建設、車両基地祭りの開催経費など、JR北海道への財政支援についての要望を衆議院議員選挙終了後に新年度予算に間に合うタイミングを見て、町長、議長で与党のプロジェクトチームへ行くこととし、情報収集後に委員会の方向づけをすることを確認し、閉会した。

3、平成31年2月12日に第3回目の委員会を開催し、これまでの調査活動について、平成31年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

4、まとめ。

第2回目の委員会において、町からの情報提供により、政権与党において全国の総合車両所の恒常的な公開を推進するプロジェクトチームが発足されたことを受け、平成29年10月に衆議院議員選挙終了後に機会を見て町長、議長で与党のプロジェクトチームへ行くこととしていたが、選挙後、国からの進展情報が届いていない状況となっている。

今後、国の動向を注視し、情報収集に努めながら、新幹線総合車両所が観光資源として活用できることを強く望み、当委員会の最終報告とする。

以上です。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。
委員長、御苦労さまでした。

次に、防災・災害対策に関する調査特別委員会より報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

長谷川委員長。

○11番（長谷川生人） それでは、読み上げます。

委員会報告第2号。

防災・災害対策に関する調査特別委員会報告書。

平成29年3月22日、第1回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

平成31年2月15日、七飯町議会議長坂田邦彦様。防災・災害対策に関する調査特別委員会委員長長谷川生人。

記。

1、平成29年3月22日に第1回目の委員会を開催し、委員長に長谷川生人委員、副委員長に小松義光委員をそれぞれ互選し、委員会を閉会した。

2、平成29年7月27日に第2回目の委員会を開催し、当委員会の目的である災害状況の把握と防災・災害対策に関する調査研究について、今後の調査方針及び要求資料を協議した。

今後の調査方針については、課題となっている事項や継続して活動する事項を主に調査することを決定した。

要求資料は、町事業の湯出川準用河川改修事業と北海道事業の軍川、藤城川、水無沢川の砂防事業について、計画の概要、進捗状況、今後の予定についての資料、久根別川改修事業については、今後の予定についての資料を求めるものとする。また、平成28年度台風10号の豪雨による被害の復旧状況についても、資料提出を求めることを決定し、今回は現地調査を行うことを確認して、委員会を閉会した。

3、平成29年8月10日に第3回目の委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の聴取調査を行うとともに、現地調査を行った。

初めに、町事業である湯出川準用河川改修事業の計画の概要は、湯出川は国道横断管・JR横断

管の流下能力不足で、豪雨の際には頻繁に浸水災害をもたらせている。

本事業では、これらの浸水災害を軽減するため、JR橋の流下能力の向上及び上流の湯出川、武佐川の洪水を一時的に貯留し、流下する水量を調整する遊水地の設置、河道の整備を計画するもので、計画延長は湯出川0.13キロメートル、武佐川0.46キロメートル、計0.61キロメートルである。

進捗状況は、湯出川と武佐川は平成25年12月に準用河川に指定され、平成26年3月に事業計画を策定、平成26年度より国道横断とJR橋の改修工事を開始し、その後、国道横断からJR橋部分までを平成28年度に完成している。

今後の予定については、平成29年度に上流部の河道計画、用地買収、施行と計画を進める予定となっている。河道部分については、平成31年完成を予定しており、その後、遊水地の設置を予定している。

次に、軍川通常砂防事業の概要は、平成19年の被害を契機に、平成21年度より北海道が砂防事業として着手したもので、砂防設備を整備し、人家、災害時要援護者関連施設などを土砂災害から守ることを目的とし、計画施設は遊砂地2基、溪流保全工3.5キロメートルとなっている。

進捗状況は、平成21年度から測量設計、用地補償を行っており、1号遊砂地工事までを施行している。

今後の予定については、1号遊砂地の残りの工事と2号遊砂地工事、溪流保全工を予定している。

藤城川通常砂防事業の概要は、平成19年度の被害を契機に、平成22年度より北海道が砂防事業として着手したもので、砂防設備を整備し、人家や要配慮者利用施設などを土砂災害から守ることを目的とし、計画施設は砂防堰堤1基、溪流保全工が3.1キロメートルとなっている。

進捗状況は、平成22年度から測量設計、溪流保全工、用地補償を施行している。

今後の予定については、本川溪流保全工、支川砂防堰堤、支川溪流保全工を実施し、平成31年完了予定となっている。

水無沢川通常砂防事業については、現在、新規事業採択に向けて北海道開発局と協議中であり、正式な事業と認められていない状態にあるため、平成30年度着手に向け、現在、協議を進めている段階である。

事業の概要は、平成19年度、平成22年度の豪雨により流域内が荒廃し、今後、下流域への土砂流出が懸念されるため、砂防施設を整備し、人家などを土砂災害から守ることを目的としている。

計画施設は、砂防堰堤1基、溪流保全工1.01キロメートルとなっている。

久根別川広域河川改修事業の概要は、昭和56年、昭和61年、平成3年の被害を契機に、平成4年より北海道が広域河川改修事業として着手し、久根別川、蒜沢川を対象に堤防の新設、河道拡大などを実施し、浸水被害を防止することを目的としている。

計画延長は、久根別川15.2キロメートル、蒜沢川3.6キロメートル、計18.8キロメートルで、築堤工33.15キロメートル、掘削工18.8キロメートルなどを実施する計画となっている。

進捗状況は、平成4年度から着手した工事が事業費ベースで半分程度完成している。

今後の予定については、引き続き早期完成を目指して工事を進め、平成47年の事業完成を目指すとしている。

また、平成28年度台風10号の豪雨による被害の復旧状況について、公共土木施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、北海道による災害復旧事業の説明があった。

公共土木施設災害復旧事業は、荻潤川で1カ所、東大沼4号線で2カ所の災害復旧事業を平成28年度内に着手し、完成している。

また、農業施設災害復旧事業は、国営支線農道軍川14号線、農道軍川7号線の2件の災害復旧事業を行っており、農道軍川7号線については支障物件の移転に時間を要し予算を繰り越しているが、平成29年4月下旬には全ての工事が完了している。

北海道管理による道道大沼公園鹿部線の復旧工

事は、平成28年11月から全工事に着手し、平成29年3月21日に完成している。

今回の委員会の開催日程について、委員長、副委員長に一任し、委員会を閉会した。

4、平成29年10月23日に第4回目の委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、久根別川広域河川改修事業、藤城川砂防事業、軍川砂防事業の整備促進と、水無沢川砂防事業の新規着手についての北海道渡島総合振興局への要望書を確認し、当委員会正副委員長及び議長、副町長とともに北海道渡島総合振興局に対して要望活動を行った。

要望事項に対する回答は、事業着手している3河川は、地元の協力を得ながら事業を推進したい。また、新規事業となる水無沢川については、検討するとのことであった。

5、平成29年10月30日、31日に当委員会及び議長、町長とともに北海道への要望活動を行った。

北海道への要望は、久根別川広域河川改修事業の整備促進、藤城川砂防事業の整備促進、軍川砂防事業の整備促進、水無沢川砂防事業の新規着手について要望した。

久根別川については、峠下以南の河川が全て久根別川に流入しており、近年の集中豪雨により久根別川水系でたびたび河川氾濫の被害が発生していることから、現在進められている広域河川改修事業の整備促進、早期完成について要望した。

藤城川、軍川についても、集中豪雨時にたびたび河川氾濫の被害が発生し、砂防事業が認可されていることから、早期完成について要望した。

また、水無沢川については、桜町地区及び上藤城地区の市街地を流れ、久根別川に流入しており、集中豪雨時には上流からの土石流の発生が想定されることから、新規着手の要望をした。

要望の結果、北海道については、広域河川改修事業及び砂防事業の推進に積極的であることから、要望趣旨に沿って努力することの回答を得た。

6、平成31年2月15日に第5回目の委員会を開催し、これまでの調査活動について平成31年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行

い、委員会を閉会した。

7、まとめ。

当委員会では、平成29年8月に、町が行っている湯出川準用河川改修事業、道が行っている軍川、藤城川、水無沢川通常砂防事業、また、平成28年度台風10号の豪雨による被害の復旧状況について、計画、進捗状況及び今後の予定等の聴取調査や現地調査を行い、現状を把握したところである。

さらには、委員会の活動として、平成29年10月に北海道に対して久根別川、広域河川改修事業の整備促進、軍川、藤城川砂防事業の整備促進、水無沢川砂防事業の新規着手などの要望活動を行った。

近年、各地において台風による暴風雨や局地的な豪雨などによる甚大な被害が発生していることを踏まえると、当町においては大きな災害は発生していないが、安全・安心のまちづくりを進めて行く上で、災害に強いまちづくりに向けたより一層の防災対策を望むものである。

町においても、引き続き河川の整備促進、早期完成について関係機関に対し要望していくことを望み、当委員会の最終報告といたします。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議会活性化特別委員会より報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

横田委員長。

○1番（横田有一） それでは、報告いたします。

委員会報告第4号。

議会活性化特別委員会報告報告書（最終報告書）。

平成27年6月15日、第2回定例会において設置された当特別委員会が、平成30年第2回定例会において中間報告した以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

平成31年2月27日、七飯町議会議長坂田邦彦様。議会活性化特別委員会委員長横田有一。

記。

1、平成30年7月6日に第17回目の委員会を開催し、今後の検討事項について協議を行った。今後の検討事項としては、議会の公開（インターネット等による配信）、通年議会（七飯町議会定例会条例）、会議録のホームページへの掲載、一般質問の時間の4項目を検討していくこととし、これらに関連する資料を次回までに提出することを確認し、委員会を閉会した。

2、平成30年10月4日に第18回目の委員会を開催し、道内町村議会における会議録の公開状況及び会期の通年制の状況、当町における一般質問時間数の状況について協議を行った。

一般質問の時間については、他町村における時間制限の状況についての資料要求があり、次回までに報告することとした。また、インターネット等による配信を行った場合の財政負担及び議場システムを更新した場合の財政負担についての資料要求があり、これらの資料を次回までに提出することを確認し、委員会を閉会した。

3、平成30年11月6日に第19回目の委員会を開催し、前回の委員会で資料要求のあった一般質問の時間、会議録の公開、インターネット等による配信に係る財政負担、議場システムの更新に係る財政負担に関する資料の協議を行った。

初めに、一般質問の時間については、提出された資料をもとに各委員の意見を聴取し、各委員から次のような意見があった。

現状の45分は長いため、答弁時間を除いて30分くらいでよいと考える。

45分を使い切るような中身の濃い議論をすべきであり、現状維持でよいと考える。

答弁時間を含めた時間にし、多くの議員にいろいろな分野で活発な質問ができるようにしたほうがよい。

現状の45分でよいと考えている。

45分は長いので、若干少なくしたほうがよいと思う。

質問が1問であれば45分は多い。時間を短くすれば質問者も答弁者も簡潔に行えるかもしれない

いが、30分であれば十分な質問ができないことを危惧している。

中身を濃くするという意味合いでは30分くらいでやってみるのがよいと思う。

45分というのは長い。30分以内くらいが妥当ではないか。

質問が20分で終わった場合に45分まで空白時間があるわけではないので、最大45分を目安に質問時間を設定することについては、今までのやり方を変える必要はない。

時間を短くする議論よりも、空回りするような質問をしないということのほうが大事ではないかと思う。

答弁時間を含めると進行状況を把握することができ、また、いつからいつまで誰が一般質問を行うという周知を行うことができる。

これらの意見を踏まえ、当委員会としては、一般質問の時間については当面は45分とするが、今後1年間様子を見ていくことと決定した。

次に、会議録のホームページへの掲載については、本会議の会議録をホームページに掲載することで、出席委員の全員一致で決定した。

本会議のインターネット配信については、独自の配信システムを構築した場合と、ユーチューブなどの動画共有サービスを活用した場合について協議を行った。委員からは、現在の議場システムが故障した場合に対応が可能であるかについて質疑があり、次回までに状況を確認し、報告することとした。

4、平成30年12月12日に第20回目の委員会を開催し、前回要求のあった議場システムの故障時の対応について協議を行った。

本会議場のマイク設備については、設置後34年を経過しているため、不良部品の調達や修理が困難であることや、マイク操作を行う設備が特注品であるため、故障した場合には対応が困難であることが報告された。

委員からは、既に本会議場においてもふぐあいが生じていることから、早急な対応が必要であり、理事者に対して申し入れすべきとの意見が出たため、協議の結果、全員一致で申し入れを行うことと決定した。

5、平成30年12月14日に第21回目の委員会を開催し、町長に対し、議場システムの更新について申し入れを行った。町長からは、議場システムの更新については、実施できるように検討してまいりたいとの回答があった。

6、平成31年2月12日に第22回目の委員会を開催し、平成30年第2回定例会以降の協議事項について協議を行った。

初めに、議場システムの更新については、平成31年度に予算措置がされることを確認した。

次に、会議録のホームページへの掲載については、平成31年第1回定例会の会議録から公開することを確認した。

一方、議会の公開（インターネット等による配信）及び通年議会については、結論に時間を要することから、改選後の議員において改めて検討することを申し送ることとした。

今回の委員会では、最終報告書のまとめを確認して、委員会を閉会した。

7、平成31年2月27日に第23回目の委員会を開催し、平成31年第1回定例会に提出する最終報告書のまとめを行った。

8、まとめ。

以上が、平成30年第2回定例会で報告した以降の調査活動である。

協議事項のうち、会議録のホームページへの掲載については、平成31年第1回定例会の会議録からホームページに掲載を行うことと決定した。

一方、一般質問の時間、議会の公開（インターネット等による配信）及び通年議会については、結論に時間を要することから、検討すべき課題として改選後の議員において改めて検討することとした。

今後も、町民に信頼され、存在感、活動力、創造力のある議会とするためにも、議会の公正性、透明性を確保し、町民に対して積極的に情報の公開を行い、町民参加の推進や議員みずからの資質の向上を図ることが必要である。

議員一人一人が町民の信託に応え、町民生活の向上及び七飯町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを改めて認識し、最終報告とする。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 議会活性化特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項により、質疑を省略いたします。

以上で、本件は報告済み……。〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり）

木下議員。

○9番（木下 敏） 議長を除く全員の特別委員会で、私も特別委員会に出ていたのですけれども、今の最終報告書、ミスプリだったらあれなのですけれども、ちょっと委員長にも確認してもらいたいのですけれども、7ページの記の大きい1番であります、1番の上から3行目、通年議会（七飯町議会定例会条例）となっているのですけれども、多分、そういう条例は、私もちょっと記憶ないし、この間最終報告の報告書をつくったときに、ちょっと確認不足だったような感じもするので、そこのところ、暫時休憩中でもいいので、ちょっと委員長のほうで確認だけ。ないような気がするのです。

○議長（坂田邦彦） 暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

午前中に木下議員から議事進行のありました件について、確認した内容を委員長から説明させます。

横田委員長。

○1番（横田有一） それでは、午前中に木下議員より議事進行があり、例規集を確認したところ、七飯町議会定例会条例は、例規集に掲載されている条例であることを確認しましたので、問題はないことを報告いたします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 議会活性化特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項により、質疑を省略いたします。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、御苦勞さまでした。
以上で、各特別委員会報告を終わります。

日程第7

出納検査報告

○議長（坂田邦彦） 日程第7 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

横田監査委員。

○監査委員（横田有一） それでは、報告いたします。

例月出納検査につきましては、11月、12月、1月の3カ月分であります。

11月分につきましては12月25日、26日、27日、12月分につきましては1月28日、30日、31日、1月分につきましては2月25日、27日、28日に行っております。

会計課長及び水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の額が、つり銭48万円を除いた額と一致しており、計数上の誤りがないことを御報告いたします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、御苦勞さまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第8

定期監査報告

○議長（坂田邦彦） 日程第8 定期監査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

横田監査委員。

○監査委員（横田有一） それでは、定期監査報告をいたします。

監査報告第3号。

定期監査報告書。

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果について下記のとおり報告します。

平成31年2月28日、七飯町議会議長坂田邦彦様。七飯町監査委員永田英利、同じく横田有一。

記。

第1、監査の対象。

学校給食センター。

第2、監査の目的。

平成27年度、28年度及び29年度を対象とし、学校給食センターの管理運営等に関する事務や予算の執行及び財務に関する事務が、関係法令等に従って適正かつ効率的に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

第3、監査の期間。

平成30年11月19日から平成31年1月7日まで。

第4、監査の方法。

1、書面監査。

対象年度に執行された事務に関する諸帳簿類等の提出を求め、書面監査をするとともに、それらをもとに質疑を行い、学校給食センター長から説明を聴取した。

2、現地監査。

学校給食センターにおいて、備品台帳をもとに備品の照合を実施した。また、学校に配置されている備品についても、現地において照合を実施した。

第5、監査対象の概要。

1、職員の配置状況について。

学校給食センター長1名と事務係長1名の計2名で業務を行っている。ほかに栄養教諭2名が配置されている。

2、事務分掌について。

事務係事務分掌は、次のとおりである。

（1）給食センター運営委員会に関すること。

（2）給食費会計に関すること。

（3）食生活及び栄養の改善に関すること。

（4）給食の調理及び運搬に関すること。

（5）給食用品の購入に関すること。

(6) その他給食センターの管理運営に関する
こと。

3、施設の管理運営等の状況について。

学校給食センターは、土曜・日曜及び祝祭日と
年末年始（12月31日から1月5日まで）を除
き、開設されている。

監査対象年度の開設日数及び給食実施日数は、
次表のとおりであった。

第6、監査の結果。

1、施設の管理運営等に関する事務の状況につ
いて。

施設の清掃管理や給食調理及び運搬等は、委託
契約しており、契約書及び実施報告書等の関係書
類は適正に事務処理されていた。

給食費は、私会計の扱いとなっており、金銭出
納帳や食材購入の支払いに関する給食費承認書類
等の整備がなされ、通帳等も適正に管理されてい
た。

2、予算の執行及び財務に関する事務の状況につ
いて。

予算の執行状況等については、経理伝票及び契
約関係書類を検査した。予算執行状況は別紙1の
とおりである。

歳出においては、平成29年度より「地産地消
用食材購入費」が新たに予算措置されたことから、
需用費の支出額は前年度より増加していた。
その他の歳出において、特に指摘すべき事項はな
かった。

歳入においては、私会計である学校給食費会計
からの貸付金返還収入のみであり、特に指摘すべ
き事項はなかった。

備品については、学校給食センターが購入し学
校に配置している備品も含め、データ及び書面に
より備品台帳が整備され管理されていた。また、
平成27年度の新学校給食センター開設の際に一
括購入された備品と、建物の本体工事費に含めて
購入された備品とがあり、備品台帳はそれぞれ分
けて整備されていた。

これらの備品台帳と現物を照合した結果、数量
に誤りはなかったが、複数箇所に分散して使用さ
れている備品も多く、照合には時間を要した。ま
た、通常、事務職員は厨房等へ入室することがな

いため把握できていない備品もあり、調理委託事
業者も同席しての照合となった。

事務室や休憩室等で使用されている備品には、
備品台帳に対応する備品証が張りつけられていた
が、厨房用や調理用の備品には備品証が張りつけ
られておらず、冷蔵庫等の大型設備については
メーカー表示している品番等で照合し、それ以外
はサイズや数量で判断し照合する必要があった。

第7、監査の意見。

学校給食センターの管理運営等に関する事務、
予算の執行及び財務に関する事務は、おおむね適
正に執行されていたが、一部に改善または検討を
要する事項が認められた。

予算の執行等については、平成29年度に給食
で地産地消の取り組みを行う「七飯産の日」が設
定され、年14回の実施で212万9,586円
の決算額であった。この「七飯産の日」は、平成
30年度より「プレミアムななえデー」として回
数を月1回から月2回にふやし、予算額も1,0
00万円に増額して実施している。

現在、学校給食献立表や町のホームページにお
いて、地場食材や生産者について紹介している
が、今後は、学校給食事業の意義や給食費納付の
必要性についても情報発信し、収納率の向上につ
なげられるような工夫をされたい。

なお、平成31年度には給食費の値上げが予定
され、その翌年度を目標に公会計化の準備が進め
られている。給食費未納世帯への訪問徴収の実施
等により未納額や滞納繰越処分額を減らしてい
き、健全な運営ができるよう努められたい。

備品台帳には、食器や箸のように金額的・性質
的に消耗品と判断できるものが多数記載されてい
るが、これは備品として一括購入したためであ
る。数量の把握は必要であるが、破損等による更
新を簡便にするためにも、備品としての扱いをや
めるなど、管理方法の変更を検討されたい。

学校に配置している牛乳保管用冷蔵庫等も、学
校給食センターが購入したことから備品台帳に記
載されているが、修繕等へのスムーズな対応のた
め、学校備品として整理されたい。

また、給食用白衣の購入費やクリーニング代も
学校給食センターが支出しており、効率的とはい

えないことから、学校へ予算がえすることを検討されたい。

備品の一部には、備品証が張りつけられておらず、事務職員が照合できないものもあった。給食に誤って混入することを防ぐために、備品証を張りつけることができないものもあることから、備品台帳に写真を添付するなどの適正な管理方法について検討されたい。

指摘事項及び要望事項は、以上のとおりである。

今後、必要な措置を講じ、適正かつ効率的な事務の執行を行っていただきたい。

以上です。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

監査委員、御苦労さまでした。

以上で、定期監査報告を終わります。

日程第9

一般質問

○議長（坂田邦彦） 日程第9 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○5番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、一般質問を2問行わせていただきます。

1問目は、森林経営管理法についてであります。

平成30年5月25日、新たな法律である「森林経営管理法」が可決成立しました。この新たな法律は、本年の4月1日より施行され、森林経営管理制度がスタートいたします。

林野庁によりますと、83%の市町村が管内の民有林の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなるというふうに林野庁が発表しております。

加えて、所有者不明、さらに境界不明確などの課題もあり、適切な経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある森林経営者に集積・集約化することを目的とした法律であります。それができない森林の経営管理を市町村が行うと、行うことができると。森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとなります。放置されている森林を自治体が管理できるということですね。

そこで、町内の森林面積、この6割が森林資源になっています。今後どのように経営管理されるのか。施政方針で検討を予定するというふうに書いておりますので、その内容について伺いたいと思います。

1点目は、この法律に該当する面積と件数について。

2点目は、この法律に該当する森林所有者の意向確認について。

3点目は、当町における制度の運用についてお尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） それでは、1点目のこの法律に該当する面積、件数についてですが、北海道が種々特性や森林整備の実施状況を踏まえて、経営管理が行われていないおそれがある人工林を基準として試算しております。

当町において、この法律に該当する面積は約800ヘクタール、森林所有者は約550人となっております。

2点目、この法律に該当する森林所有者の意向確認についてになりますが、当該制度は新たに創設されたもので、北海道においても具体的な進め方は決定していない状況にありますが、対象となる森林は、都道府県が定めた地域森林計画の対象森林で、間伐等の施業を実施すべきにもかかわらず長期間にわたって施業が実施されていない森林となります。

この対象森林所有者約550人に対して、優先順位を決定し、意向調査を複数年で計画的に実施していくこととなりますが、意向調査の内容については、現在、北海道が各市町村用に統一した内

容を検討している段階で、今後説明会などで示される予定であります。

3点目、当町における制度運用についてになりますが、制度上意向調査の結果に基づき、森林所有者にかわって町や林業経営者が施業を行うことが可能となりますが、その一方で、森林所有者に対して、適時に伐採、造林、保育を実施し、経営管理を行うことと責務を定めています。

北海道を初めとする関係機関との協議においても、森林は個人の財産であることから、経営管理されていないからといって即時に自治体が対処するのではなく、森林所有者みずから進んで整備を行う形が望ましいことから、まず、森林所有者に対して森林組合や意欲と能力のある林業経営者の情報を提供して、所有者自身が経営管理を行う方法や経営管理を委託希望する方法などの情報を周知してまいります。

なお、制度の運用に当たりましては、現在、国会で審議中であります森林環境譲与税を活用して事業を進めることとなっておりますので、平成31年度より意向調査や事業使途についても検討してまいりますので御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 平松議員。

○5番（平松俊一） 1点目につきましては、道の試算で大体800ヘクタールと。該当する森林所有者が550人ほどだと。

七飯町内には民有林が5,685ヘクタールあるというふうに町の資料のほうに出ておりましたので、そのうちの800ヘクタールくらいということになると15%くらいが放置されたような森林だということになるのですね。意外と少ないのですね。これはわかりました。

2点目は、これは、道のほうがこれからいろいろ決定をするということで、決定し次第示されるという御答弁でしたので、ただ進んでいる自治体ではもう既に4月から実施する予算なんか組んでいるところもありますけれども、これはわかりました。

3点目は、所有者自身が経営管理を行う。それから、そういう経営管理を希望している方などに

方法とか情報の周知をしたいという御答弁でした。

今、森林の環境というのは相当、集中豪雨だとかそういうときに、事例といいますか、発災しているのですけれども、結局、今までの森林経営というのは、どちらかという森林組合に一括丸投げをしているという状態が多くて、それで林道なんかも相当必要以上に大きな道路をつけたり、それから、伐採の仕方も伐採を前提としていますので、かなり伐採の効率を最優先するような施業が多く見られました。そこに今度、異常気象なのかどうかわかりませんが、いろいろな集中豪雨だとかがありまして、山が崩れる、林道が崩れる、こういう事例がたくさん出てきている状況にあります。

それで今、全国各地で自伐型林業という、新しいことではないのですけれども、言葉としては、そういう大規模な施業をするのではなくて、山の持主が自分の力の範囲で森林管理をすると、経営をするというやり方が出てきております。

これは、森林を循環経営するというのが基本なのですね。皆伐をして、新たに植林をするとかという山の環境を一遍に変えるのではなくて、今まで育てている木の間引きをしながら間引いたところに新しい木を植えると。そうすると、今までそこに植生している木が新しい木をちゃんと守って大きく育ててくれると、こういう理念でやっている人たちが全国に相当出てきています。

道内においても、こういった、いわゆる自伐型林業という名前に該当する組織とか団体、NPOなんか立ち上がってきております。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、こういう森林所有者ですとか、森林は持っていないなくても、意欲だとか能力のある、そういう経営者に向けた森林管理の手法とか手段とか、そういう研修事業、こういったものを森林環境税なんか来たときにあてがうことができるのか。あるいはそういった研修会、講習会に派遣する費用に充てるということが検討できるのかどうか、御質問いたします。

○議長（坂田邦彦） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） ただいまの質問の

森林所有者、また意欲ある志す林業者に対しての森林管理の手段ですか、そういう手法に対する研修事業の実施ができないか。また、講習会などの費用負担、補助というものができないかについてですが、支援策の事業使途としては可能と考えております。

ただ、先ほどの答弁のとおり、今後、北海道初めとする関係機関と協議しながら、ことし、まず秋ごろから意向調査を行って精査して、七飯町独自の事業使途を決めて、優先順位を設けて進めていくこととなりますので、御理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 平松議員。

○5番（平松俊一） そうすると、今段階で七飯町独自の事業を順位を決めてやっていきたいという、お考えを持っているということでしたので、何か具体的にこういうものを考えているのだというものがもしありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂田邦彦） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） 想定される七飯町の事業使途についてになりますが、担当としての原課段階であります。先ほど言った森林に関する意向調査、また未整備対象地を管理するための路網整備、あと林業就業研修、また地域材などを使った木育体験や木質バイオマス利用に伴う調達支援、あと公共建築物などの内装の木質化などを想定しております。

これについても、今後、北海道と協議を進めながら、また各種事業を実施する上での条件などを整備して、最終的に七飯町としての事業使途を進めてまいりたいと考えておりますので御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 平松議員。

○5番（平松俊一） わかりました。

林業の研修とか、先ほど民生文教の報告にもありましたバイオマス、そういったものにもかかってくるのかなという御答弁で、わかりました。

これについては、1問目については終了いたします。

それでは、2問目に入らせていただきます。

子育て支援についてであります。

町長が、平成27年3月に「七飯町子育てタウンミーティング」といったことが開かれまして、この中で、児童館の設置に前向きな発言をしたという当時の新聞をちょっと見ておりましたので、新たな子育て支援について、次の点について4点ほど伺いたいと思います。

これは私が10年ほど前にも一度質問している件なのですが、地域の子供を地域の高齢者の方が面倒を見る、いわゆるサロン事業と名前を使っているところが幾つかありますので、サロン事業を展開することについてという質問であります。

2点目は、学童保育に入れない児童を見守る小規模な仕組みを別につくることについて。

3点目は、児童館の設置について。

4点目は、子育てタウンミーティングの運用と今後の実施予定について、お伺いをいたします。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 1点目の高齢者のヒューマンパワーによるサロン事業についてですが、地域によっては実施している自治体もあることは承知しています。

このサロン事業を実施するには、協力くださるボランティアの人材確保と町内会館等の施設の確保が必要であるとともに、緊急時の対応や管理責任といった子供の安全確保も求められます。

子育て経験の豊富な諸先輩方に御協力いただくことは理想ではありますが、町内会やサークル等で地域の子供たちと交流する事業への協力体制を整えば、町としても支援してまいりたいと考えております。

2点目の学童に入れない児童を見守れる小規模な仕組みについてですが、平成31年度の学童保育クラブの申し込み状況ですが、大中山地区以外の学童保育クラブでは募集定員以内で収まりましたが、大中山地区が定員90名に対して102名の申し込みとなっております。

大中山地区には民間の学童保育クラブも2施設あり、幼稚園でも卒園児を対象にした学童サービスを行っております。

今後も民間学童の活用も含めて、町全体で児童の見守りをできる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

3点目の児童館の設置についてですが、新聞記事に掲載されましたが、学童クラブの待機児童対策として児童館を整備してはとの意見に対して、人材の確保など、さまざまな点についてどうしたら実現できるのかを工夫しながら考え、十分に検討させていただきたいとの意見交換をした内容の記事となっております。

児童館の設置には専門職員である児童構成員や社会福祉士の配置など、新たな人材確保も必要なことから、現在のところ児童館の整備は考えておりません。

町では、学童クラブの待機児童対策として、平成27年4月から本町と大中山の定員をふやすとともに峠下学童の新設、平成28年4月からは民間学童利用者への保育料補助を行っています。

今後も、待機児童解消に向けては工夫を重ねさまざまな検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

4点目の子育てタウンミーティングについてですが、子育て世代が日常で感じていることや困り事など、直接町民と意見交換することを目的に開催しました。忌憚のない意見をいただくため、特に要綱などを定めた運用はしておりません。

先般は、子育て世代の方々の要請により大中山コモンを会場に出前町長室を開催し、子育て支援や待機児童問題の解消などについて意見交換しております。

今後の予定については、来年度に第2期七飯町子ども子育て支援事業計画の策定を予定しており、子育て世代のニーズ調査の実施結果なども踏まえて開催を検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 平松議員。

○5番（平松俊一） 1点目から4点目、基本的には同じような質問なのですね。ただ、仕組みとか施設、こういうものを設けてはという質問の仕方をしましたけれども、例えば学童は確かに間に

合っていると、間に合わなくても民間があると。これは確かにそうなのでしょう。

ただ、親が帰宅するまで子供だけで自宅待機をしているというのが相当あります。こういった子供たちの、例えば安全、地震が起きたとか、そういったことがあったときに子供たちが危なくないのかと。家に1人もしくは何人かであること自体がどうなのかと。

例えばそういうことに対応するために、お答えになりました、ベテラン、経験豊富な地域の方たちが、そういった子供の近くでそういう子供の面倒を見ると。もしくは公共施設にある程度集めて、それを児童館とかどうか別にしまして、新たな児童館を建てるという意味ではなくて、そういう公共施設を利用する。ただし、おっしゃったとおり、利用するためには管理者、責任者、資格者、そういった問題が出てくると。これは十分承知しておりますけれども、こういった問題を話し合う場を子育てタウンミーティングですか、学校で何でしたか、今やっぺらっぺらやいますよね。そういった場に持ってこれないのか。そういったことをもう一度質問させていただきたいなと思います。

四つに質問は分けましたけれども、趣旨としては、子供たちを地域の人たちが地域ぐるみで面倒を見るための仕組み、それに提供できるような施設がないかというようなことで質問をしたいのですけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 先ほども話ししましたが、子育て経験豊富な方々に協力いただけるというのが非常に理想だと思っています。ただ、しかしながら、緊急時の対応ですとか、それから管理責任だとか、そういうこともやっぱり安全確保ということも求められているということも実際のところでございます。

そういったことも踏まえて、町内会の皆さんとかそういうところで、自分たちの子供たち、町内会の子供たちの保護者と意見交換とかして、そういう体制が整うかどうかというのを、相談するという事は非常にいいことだとは思っています。その中で、事業の体制が整えば、町としても

支援していきたいという考えは変わってございません。

あと、そういうニーズだとかという調査についても、来年度、策定を予定している計画でニーズ調査というのも子育て世帯にも行います。その中で、サロン事業が必要なのか児童館が必要なのかとか、そういうものも含めて調査項目に入れて、調査をかけていくと。その中で意見をいただいたり、それでよく検討したりだとかということは、新年度行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂田邦彦） 平松議員。

○5番（平松俊一） ぜひ、進めていただきたいなど。

子育てと子供の教育というのは、どちらかというところ、例えば学校に任せているところ、そういう考え方が多いと思うのですけれども、ぜひ、地域の人たちがその地域の子供をしっかり面倒を見ることが、スムーズにできるようになりますと、例えば発達障害ですとか自閉症だとか、そういう障害を持っている子供たちにも、地域でいろいろな人がいろいろな対応をしてくれると随分子供たちも心を開いたりとか、いい結果になる可能性というのは多分に含んでいますよ。また、そういうことに生きがいを持っていらっしゃる高齢者なんかたくさんいるように私は思ひますので、ぜひそういう機会をつくっていただければなと思ひますけれども、ちょっと同じ答弁になるかもしれないけれども、再度できればお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） そういうニーズがあつて、地元、地域の方も協力していただけると。片方だけがやってほしいといつても相手もいることなので、そこは双方が納得した上でそういう事業ができるということであれば、町としても支援をしてまいりたいと思ひております。

以上です。

○5番（平松俊一） 終わります。

○議長（坂田邦彦） 通告順に発言を許します。

中川友規議員。

○15番（中川友規） それでは、通告に従いま

して2問質問いたします。

まず1問目、学校給食米飯の異物混入について。

七飯町では、学校給食センターを新しく建設し、安全・安心な学校給食を提供できるようにと取り組んできている。また、子供たちに対し、食育の部分でも町内の地場産品を提供するなど、町としても学校給食を通じて地元のよさを知ってもらい取り組みをしているところである。

当町においては、学校給食の米飯及びパンを北海道学校給食会と契約し、北海道学校給食会が指定した業者が納入しているところである。

そんな中、昨年5月28日の米飯に異物混入があり、5月30日は他業者による代がえで米飯を提供した。異物混入の原因は不明だが、再発防止策をとり、6月1日からは米飯の提供を再開している。

しかし、本年1月21日に函館市内の学校で同業者による米飯に異物混入が発覚し、1月23日から2月1日まで米飯給食が停止し、2月4日は町内他業者による代がえで米飯を提供した。異物混入の原因は不明だが、金属探知機や監視カメラの設置による再発防止策をとり、2月6日から米飯の提供を再開している。

このような状況から、保護者からは米飯の提供を心配する声なども上がっており、今後も安全・安心な学校給食を提供してもらうために、次の点について伺いたい。

1、納入業者に対しての町の対応について。

2、北海道学校給食会に対しての町の対応について。

3、異物混入時の学校や生徒、児童への対応について。

4、今後の町の対応策について。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、学校給食米飯の異物混入について答弁してまいります。

1点目の納入業者に対しての町の対応についてでございますが、今回は函館市内で発生した事故により間接的に影響を受けたものであり、七飯町内に配食した米飯に異物が入っていたという報告

はなく、幸いにして給食を喫食した児童、生徒及び教員への健康被害はありませんでした。

事故発生より、原因の究明について納入業者との連絡を随時行いながら提出のあった米飯製造における改善計画の安全対策の確認等を行い、工場で行われたエックス線探査機の感度調整試験、金属探知機の試験運転、米飯の試験炊飯、そして監視カメラの設置について、計4回の現地立会を行い、内容の調査確認をしております。

試験炊飯を行った結果、通常の製造工程で炊飯に問題はなく、それ以外の要因についても監視カメラ及び金属探知機の設置など、新たな対策がとられたことから、製造工程に問題はなく、安全対策が十分であると判断し、米飯の提供再開を決定しております。

今後も安全で安心な学校給食を提供していくために、北海道学校給食会に対しましては、引き続き厳しく指導をしてまいります。

2点目の北海道学校給食会に対しての町の対応についてでございますが、事故の発生に伴い米飯の提供が中止されたことから、代替で提供が可能なものとして、やむを得ずパンを提供しております。

ところが、今回の事故については、米飯の提供再開まで予想外に時間がかかり、児童生徒への影響が非常に大きくなってしまったことから、北海道学校給食会に対し、かわりの米飯の提供、もしくは町が独自に米飯を提供した際の差額補填の申し入れを行い、差額補填について了承が得られたため、町が独自に製造依頼した米飯の提供を1回行い、その後は通常の納入業者による米飯提供が再開しております。

今後、同様な事故が発生した場合には、速やかに同等品の提供ができるよう、まず北海道学校給食会と協議を行い、強く働きかけていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目の異物混入時の学校や生徒、児童への対応についてでございますが、事故により米飯の提供が中止となってしまったことから、その対応といたしまして、米飯の提供中止、町による米飯の提供、米飯の提供再開のお知らせにつきまして、計3回学校長と保護者に対し周知を行い、米飯の

提供中止が長引いた状況につきまして、各学校のPTA会長に直接説明を行っております。

4点目の今後の町の対応策についてでございますが、納入業者の工場は、学校給食の米飯を納入するに当たり、施設の設備や衛生状態などの北海道学校給食会による指定工場の要件を満たしており、安全な工場であるという認識でおりますが、このような事故が発生いたしました。

工場は再稼働しておりますが、安全対策や衛生管理に終わりはないことから、御質問の1点目と2点目でもお答えしておりますが、北海道学校給食会に対しましては、引き続き厳しく指導していくとともに、事故発生時には速やかに協議を行ってまいります。

これからも安全で安心な学校給食を提供するため鋭意努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 町が契約している学校給食会に対して、今後は厳しく指導といいますか、していくということだったので、ぜひそうしていただきたいなということと。

あと、なぜ今回こういう質問をしたかと言いますと、やはり1年たたないうちに2回、七飯町の米飯には1回しか入っていませんけれども、昨年5月は七飯町のほうに入って、今回は七飯町内には入っていませんけれども、同じ工場で作られているということだったので、1回目の5月のときの改善策が少し甘かったのか、もしくは何か違うまた別な原因があったのかもしれませんが、1年以内に2回も起きているということで質問させていただきました。

今回は、2月のときは学校給食会のほうに対して差額分を、ほかの業者から代がえの米飯を提供してもらったということですが、1回目の5月のときというのは、町の負担というのはどれくらいあったのですか。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 1回目、5月に起きました米飯の異物混入のときでございますけれども、七飯町産品を利用したプレミアムな

なえデーということで七飯町のほうで米飯を提供しております。このときは、約2,300食で約30万円ほどの費用がかかっております。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） このときのプレミアムななえデーの給食は、結構、子供たちの話を聞けば、いいものが出て、大変喜んでみたいなのですけれども、そのときの米飯に関しては、プレミアムななえデーだから、最初から七飯で出すということだったのですか。それとも、米飯がたまたまこういうことが起きて停止されている日がたまたまななえデーだったために、町で30万円を出したのですかね。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 5月のときの米飯提供でございますけれども、偶然にも休止になった日が地場産品を使うプレミアムななえデーでございました。そのときはおらずに力を入れた特別な献立だったということと、これも米飯を提供していただく事業者のほうも用意ができるということで、このとき一回のみ地元産米の米飯を提供したということでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 済みません。ちょっとよくわからなかったのですけれども、もともと御飯も七飯町が出す予定だったということですか。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 当初は予定しておりませんでした。たまたま事故のときにプレミアムななえデーということで、七飯町のほうでどうしても御飯を提供したいということで、提供しております。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） それで、いわば異物混入があったために、御飯を町で提供することになったのかどうかをちょっと確認したいのですけれども。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 事故が起き

たことにより、町で独自に米飯を提供することになったということでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 事故があったから町で30万円を負担して提供したということですが、そもそも、そのとき、たまたまプレミアムななえデーということで、そういう考えを持って七飯町でおいしい給食を提供したいというので、そういう考えでやったとは思いますが、ただ、原因が原因ですから、町の考えというのは、それはそれでいいとは思いますが、本来であれば、米飯を提供している、契約をしている学校給食会に対して、その分の30万円ですが、学校給食会が持つべきものではないのかなと。契約しているのであれば。

今回、2月のときには期間がちょっと長かったということで、町のほうも学校給食会に対して指導といいますか、代がえなり何なりということで多分お話しされたと思うのですが、やっぱりそもそも考え方自体が、契約している業者が何らかの何かがあって提供できないということになれば、町側が出してくれということよりも、契約者のほうから、うちはちょっとこういう状況で提供できないけれども代がえを用意するよというのが筋ではないのかなと思うのですけれども、その点についてどうですか。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 納入品に問題があったということで、相手が同じものを準備するべきではないかという趣旨だと思いますけれども、まずそのときに提供できる代替品の対応をせざるを得ない点がありました。そのときは1回のみということで、たまたま偶然にもプレミアムななえデーという七飯産品を提供する日と一致したために提供したものでございます。

ただ、今回長くなって北海道学校給食会のほうに申し入れを行ったということですが、今後1回でもこのようなことがあったら、強く学校給食会のほうに同等品の提供ができるように、速やかに強く協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 今後については、強くやっていくというのはすぐわかるのですけれども、本来でいけば、この30万円というのは学校給食会が負担するべきものではないのかなと思うのですけれども。

そもそも、七飯町は、これ、ないところもあるのかもしれないのですけれども、学校給食の異物混入対応マニュアルというのがつくられている町が結構、全部ではないのですけれども、あるようですけれども、うちの町というのはそういうのはあるのですか。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 学校においては、北海道教育委員会による学校における危機管理の手引きというものがあまして、そこで学校給食の異物混入という項目がございます。その内容に基づいて、私どもで各学校の給食担当者による学校給食担当者会議を開催しておりまして、そちらのほうで周知徹底をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 要は、この対応マニュアルというのが今はないということでもいいですね。学校給食異物混入対応マニュアルというのが、つくられている町もあるのですよ。それがあのかないのか。

○議長（坂田邦彦） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 七飯町としての異物混入のマニュアルはございません。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） このマニュアルがあるほうがいいのか、なくても大丈夫なのかというのはちょっとわかりませんが、現在で立て続けにこういう状況が発生しているというのものもある状況ですし、そういうマニュアルを今後つくって、すぐ何かあった場合には、先ほどから言っていますけれども、学校給食会、もしくは契約の相手方に対してすぐ対応できるというようなマニュアルというのは必要なのかなと、今回の件を見て。

長引いたから2月のときには代がえというのはできましたけれども、これが、例えば1日だったら我慢できるというのはあるかもしれないのですけれども、1日だろうが1週間だろうが、すぐ町として対応できる体制づくりは必要ではないかなと思うのですけれども。

実際、異物混入をちょっと調べたら、実際全国でかなりいろいろなところで毎月のように起きている事案が結構出ていますので、ないほうがいいのですけれども、たまたまこの地域においては1年たたないうちに2回があったということですので、そういう取り組みはどうなのかなと思いますけれど。

○議長（坂田邦彦） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 今、まずマニュアルの関係ですけれども、きょう、説明をさせていただいた教育行政方針の6ページに、突発的に発生する事件、事故、自然災害等に対処するためということで、ことし、ここの文言を新たに追加をさせていただきました。

6ページの下のほうです。防災安全対策の充実。下から3行目で、突発的に発生する事件、事故、災害等に対処するためということ。これをことし新たに追加をしました。

そして、その一番最後の行に、常に見直すとともにということを書いておりますので、今回の学校給食の関係につきましても、この方針に基づきまして、マニュアル等については整備をしてみたいというふうに考えております。

それから、過去の事案ですけれども、そういうところがあった、たまたまプレミアムデーと重なったということだったのですけれども、結果としては給食にかかわる支出がふえたということについては間違いない事実でございますので、それらのことの反省も踏まえて、きっちりとマニュアルの中に整備をしてみたいというふうに思っております。

それは、基本的には学校給食会と契約をして、いろいろなものを提供していただいておりますので、その契約書に基づいて実施をいたしますが、しかし、その内容によってはマニュアルがあることによって速やかに対応できるということもあり

ますので、そういう形で厳しく対応するためにもマニュアルを、担当がかわったとしてもやり方が変わらないような状況をつくっていきたいというふうに思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） ぜひそうして、今後ないことを祈るのですけれども、あった場合にそうならないよう、すぐ対応できるようにしていただきたいなど。

最後の確認なのですけれども、確認といいますか、前回の30万円、ある意味では町が損害みたいな形だと思うのですよ。本来かかるべきお金ではないものですから。今さら学校給食会に払えというのは難しいかもしれませんけれども、そういうものも、こういう損害額というのが発生しないようにしっかりやっていただきたいなどと思います。

○議長（坂田邦彦） 教育長。

○教育長（與田敏樹） しっかりと対処してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂田邦彦） 暫時休憩をいたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

中川議員の2問目から入ります。

中川議員。

○15番（中川友規） それでは、2問目に入りたいと思います。

児童虐待の現状と対策について。

千葉県の子供4年生が両親の虐待により死亡するというあってはならない事件が発生した。

全国の児童相談所が平成29年度に対応した児童虐待の件数は13万3,778件で、前年度より1万1,203件（9.1%）ふえ、過去最多を更新したことが厚生労働省のまとめでわかった。

調査を開始した平成2年度から27年連続で増加しており、また平成28年度中に虐待で死亡し

た子供が77人いたとの死亡事例（心中の28人含む）の検証結果も公表された。

児童相談所に寄せられる情報は、警察からの通告が6万6,055件（前年比で1万1,243件）の増で最も多く、全体の49%を占めている。また、虐待児童本人からは1,118件で、全体の1%となっている。

厚生労働省は、通報や相談を24時間体制で受け付ける児童相談所全国共通ダイヤル（189）を設けている。

七飯町でもさまざまな対策を講じていると思うが、このような事件が起こらないように、次の点について伺いたい。

1、町内の児童虐待の現状について。

2、学校現場との連携、防止策、対応策について。

3、児童相談所との連携、防止策、対応策について。

4、他関係機関との連携、防止策、対応策について。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 1点目の町内の現状についてですが、具体の事案についての答弁は差し控えさせていただきますが、厚生労働省のまとめた数値の内容について、答弁させていただきます。

平成29年度の全国の件数が13万3,778件で、うち北海道が5,133件。そのうち函館児童相談所が所管する渡島・檜山の合計が599件。七飯町の件数は22件となっております。

2点目から4点目の連携、防止策、対応策については、関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。

児童虐待防止については、児童相談所、教育委員会、学校、保育所、幼稚園など関係機関との情報収集と共有化を図り、虐待を未然に防ぐため、七飯町子育て支援ネットワーク会議を活用しています。

また、平成30年7月20日に児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定されました。

函館児童相談所においても、昨年9月20日に

函館市、北斗市、七飯町を対象とした道南3市町児童福祉連携会議を開催し、転居した場合の情報共有の徹底や、乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握の実施などを話し合いました。

今後も関係機関が一体となり、情報の収集と共有化を図り、虐待を未然に防ぎ、子供の命を守り、子供が亡くなる痛ましい事件が発生しないよう、児童虐待防止対策に取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 児童相談所だとかネットワーク会議だとか、いろいろやられていると思うのですが、昨年度、平成29年度は22件発生してしまったということですが、今年度は、ちなみに、今現在でわかる範囲では何件くらいなのですかね。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 平成30年度の七飯町でネットワーク会議、ケース会議を開いた件数は8件となっております。この集計については児相のほうで最終的に集計しているので、平成30年度はまだ調査が全部出ていませんので、これについては、平成30年の数値は手元には児相の発表数値なのでございません。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） こういう事案が発生したら児童相談所が当然動くというのはわかるのですが、町も把握していないと、おかしいと思うのですが、

例えば児童相談所に何件行っているとかというのが、わかっていないということですか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） この取りまとめは毎年児相のほうで、今回でいけば、実績は1年前の統計を1月に発表していますので、その発表数値というのは来年、平成30年度の取りまとめの上で次の1月に発表されるので、それについてはまだ公表されてございません。

あと、町のほうからの件数については8件ということで児相のほうに報告していますので、児相

のほうでそれを警察から来たりとか、いろいろなところから来たものを取りまとめて、最終的に報告するというような流れになってございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 最終的には児童相談所で七飯町何件、例えば函館は何件とかというのを、最終的な数字を集計しているのは児相だと思うのですが、私が聞いているのは、七飯町でそういう事案が発生しているというのは児童相談所と必ずやりとりしていますよね。であれば、七飯町行政としても、うちの町では今回はこれくらい発生したとかというのは把握していると思うのですが、

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 済みません。その件数については、今現在8件です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） というのは、ことし、平成30年度の発生件数というのは、まだ最終集計出てきていないはずなのです。ただ、途中経過で何件というのはわかるはずなのです。

平成25年度からの数字は私もわかるのですが、例えば平成25年度は七飯町で16件発生していて、平成26年度は27件、平成27年度が26件、平成28年度が39件、平成29年度が22件ということでそれはわかるのですが、

今年度についても正式には公表されていませんからわからないのかもしれないのですが、私が昨年の方で聞いている中では、1桁台ではなかったと思うのですが、

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 通報があった機関から町のほうに来ている七飯町の通報件数は8件ということで把握してございます。

その他、警察からとか、直接児相にいくとか、そういう件数は別途あると思うのですが、そこは町のほうに報告というか、児相が町に報告するわけではないので、取りまとめするときには児相で集計なので、うちに報告が来ているのが8件ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） ということは、町に直接そういう相談なり、そういう発覚がわかった場合の件数を言っているのだと思うのですけれども、町内で発生している件数というのは把握していないということですか。児童相談所が発表するまではわからないということなのですか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 最終的に児相で取りまとめた数値というのはまだ発表されていませんので、平成30年度について、まだ30年は終わっていませんし、それについての最後集計し終わった時点で児相で公表するということになると思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） これは平成29年、昨年4月に北海道のほうで、平成28年の児童福祉法の改正に伴って北海道のほうでガイドラインを作成しているのですけれども。

要は、これが今まではそういう虐待案件が出た場合は児童相談所ということなのですから、今もそうではありますけれども、それだけではだめだということで、市町村の役割というのができましたよね。

その中では、児童相談所の権限というのはありますから、やはり事案によっては児童相談所というのは当たり前なのですけれども、市町村も同じように把握してなければ、要は、未然に防ぐというのはなかなか難しいですけれども、少しでも改善していくような取り組みを町も一緒になって事案のあれをわかるようにするというので、このガイドラインが作成されて、各市町村にありたいと思うのですけれども。

先ほども連携、ネットワーク会議だとか、そういうのもやっているとは思いますが、児童相談所との連携というのが、とれていると聞いていたのと比べているとは思っていたのですけれども、今年度の件数もわからない状態であれば、実質の連携というのはとれていないのではないかなと。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 議員おっしゃっているのは、子ども支援に係る市町村と児相のガイドラインということで、平成29年4月に出ているものだと思います。

先ほどの件数については、児相で公表していません平成30年度版の業務概要、これが函館児相で出しています、これは発行が平成31年1月発行ということで、これが平成29年度のものを取りまとめて、ことし1月に発表していますので、1年どうしてもやっぱりとりまとめがおくれることとなります。

あくまで公表できる数字というのは、児相としては1年後という形で、年度まとめたの公表となるので、うちのほうでそれを答えるというのはなかなか難しいかと思っております。

あと、児相と市町村との役割もこのガイドラインのとおり一義的な相談窓口ということでこういうふうに記載されています、町も児相も同じ窓口は持っていますので、動きとしては同様にやっていきたいということで考えておりますので。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 私が言っているのは、今、課長答弁している内容でいくと、例えば町でない人がうちの町で何件あるのだろうかというふうに思ったときに、調べるのはあくまでも児相の発表が出たというので、それはいいのですけれども、ただ、七飯町として、児相の発表を待ってからはないとわかりませんという話にならないと思うのですよ。

ということは、例えばですけれども、今8件と言いましたけれども、これが例えば20件、30件あった場合、その8件以外のものは町は把握していないということではないですか。

それであれば、ネットワークだとか、いろいろせっかくやっているとは思いますが、どこまでそれが機能しているのか。

多分、どこの自治体もそうかもしれないのですけれども、平成28年度に改正されて、平成29年度から各市町村にありたいと思うのですけれども。なので、すぐに今までの仕組みから、は

い、これできたから、すぐこうだよ、というのはなかなかそれは難しいとは思うのですけれども、やる内容の取り組み方とか、それは難しいと思います。だけれども、実際やっている町もありますし、函館市なんかは、これがあってからは、児童相談所と連携、本当の連携ですね。一緒に子どもの事案が発生している場所に同行して、行政側にもこういう状況だよと。一緒にそういうふうに行っているのですよ。権限は児相にありますけれども。

そういうふうに行っていくというガイドラインで、そういう意味で、多分、町長の施政方針にもそういうものを活用してやるということなのですが、実際の現場レベルでの動きがわかっていないのであれば、ちょっとまずいのではないかなと。

本当は、函館市が今、児相と連携とってやっているとかというのも聞いていますし、ほかの、これを見ても、同じものがあると思うのですけれども、石狩市とか足寄町とかというので、独自で取り組んでいるものがありますので、そういうふうに町としてどうなのかなというのを聞こうと思ったのですけれども、今の8件しか把握していないということであれば、それ以前の問題であって、どうしたらいいのだろうと、私も今ちょっと困ったなど。

町によっては、確かに改正したばかりというのでもあって、積極的にやる町と、とりあえず改正したから、こういう言い方がいいか悪いか別ですが、とりあえずやってみようというところと、とりあえず改正はされているけれども今までどおりでやっているというところもあるみたいですが、七飯町はどちらかという、ちゃんとやるほうなのかなと、ちょっと期待はしていたのですけれども。

現に今まで、平成29年度でもいいのですけれども、児童相談所と一緒に職員が同行して行っているということはないということですか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） ケースとしては、児相と一緒にいくケースもありますし、平成30年度は町のほうで一時的に安否確認という

ことで確認に行き、それを児相に報告するという例もございますので、それはケース・バイ・ケースで対応させていただいておりますので、必ず児相と一緒にいくというわけでもないですし、児相単独でいく場合もありますし、町のほうで一旦ちょっと安否確認してすぐ連絡をつなぐというケースもございますので、いろいろございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） これが改正される前は、児相でこれを行っていくものだったと思いますけれども、これができてからは行政と児相がちゃんとタックを組んでいくという趣旨になっていますので、児相から連絡来たから行くのではなくて、町側も事案発生したら一緒に把握していないと、今後の支援方法だとかそういうところに全然これがつながっていかないことになるのですよ。実際。

本当に、直で町に相談に来た方のみしか七飯町としては対応していないということですか。

○議長（坂田邦彦） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 大変ちょっとわかりづらい答弁もしたということで、おわびしたいというふうに思います。

実際、そういう案件につきましては、これは情報としては、例えば学校とか保育園だとか、そういう部分での通報といいますか、それに関しては、先ほど言った子育て支援ネットワーク会議だとか、そういうものの部分で見よう。

あと、虐待だとかの通報が、そういう疑いがあるみたいなものでも来る場合のほかに、直接警察に行くような場合もありまして、その場合については子育てネットワークというか保健センターのほうの担当のほうには後日、一緒に動いたというよりは、そういう情報提供の照会だとか通知という形で、こういう取り扱いがありましたということで連絡が入ることになっています。

その部分の連絡が平成30年度についてはまだ届いておりませんということで、実際に町が関わった、関与した、関係した件数が8件ということで、これが来年の1月に実際の平成30年度の集計というふうになった場合には、8件以外にそ

ういう別なほうで対応した部分が、必ずしも来年の1月に全部まとめて、そのときまでわからないというのではなくて、今、期日期日というか、期限期限で連絡が児童相談所のほうから担当のほうに件数が入ることになっておりますので、先ほどちょっと曖昧な答弁をしておりましたけれども、七飯町で平成30年度中にかかわって対処したのが8件ということで、それ以外のものにつきましては、また後日、児童相談所のほうからこちらの担当のほうに取り扱い件数というか、こういう件数何件というふうな形で通知が来るというふうになっておりますので、現在把握している件数では七飯町で対応した8件ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） それはわかるのですよ。8件というのもわかるのですけれども、この児童虐待の、要は、厚生労働省のほうで児童虐待のほうで年々年々ふえていっているということで、すぐいろいろな取り組みをやらなければならないというので、国が随時やっているのだと思いますけれども、動いて、各市町村までそのガイドラインといいますか、それを落としてきたと思うのですけれども、それでいきますと、要は市町村も、今までは市町村というのは児童相談所に通告するとか、学校関係でいきますと、学校から児相だとかというのはあったと思うのですけれども、今まではそういう体制だったとは思いますが、平成28年度からは市町村が一緒になって取り組んでいくということだと思っておりますよ。

だから、例えばこのガイドラインができて、要は、何もうちの町のほうは体制といいますか、対応策は、改善といいますか、こういうふうにしよとかいうのではない状況なのですかね。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 議員も見られていると思うのですけれども、このガイドラインの3ページ目に市町村の役割というのがしっかり書いてありまして、市町村は子供の支援に関する一時的な相談窓口で住民からの通告に対して主体的に対応するというところが大きく変わっているところでございます。

その中で、基本的な流れということで1から7まで書いていまして、相談、通告を受けて受理の会議を開催して、それから安全確認の実施、ケースの検討会議を開催して、支援方針に基づく支援の実施を行うと。そういうケースの進行管理、こちらのほうを町村がやっていくというのが責務になっていまして、その連絡調整ですとか、そのパートパートで学校が入ったりだとか保育所が入ったりだとか、そのケースに応じて、そういう調整をやるというのが町村の義務という役割分担になっていまして、それを実際に進めて今もやっているところでございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） それは書いているのでわかるのですけれども、これはいわば、逆に言ったら、これは最終的に児童相談所と行政と一緒に、要は今後の支援策まで、発生してしまったところに対して、当然それは児相のほうでいろいろなことをやっていただいて、改善が見込まれてきたら、今度は町も一緒に、要は住んでいるところですから、見にいったりだとかというふうになって改善、最後の支援策までいくと思うのですけれども。

今のでいったら、あくまでも町の窓口に来たらということで、警察とか児相に直接行ったものに関しては余り挟まらないような感じで聞こえてしまったのですけれども。そこは。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） ちょっと答弁がうまく説明できなくて申しわけないです。

決して児相に入ったものが町に来ないということは決してございません。そのケースによっては、町のほうに連絡が来て、ケース会議を開いてくださいということで、こういう案件なので招集してくださいというような形で、町に入ったものはもちろん児相に報告しますけれども、児相に入ったもので町がはまったほうがいいものについては、全てこちらのほうに連絡が来て、その動きとしては、実際に通告のあった48時間以内に目視により確認するだとか、あと、必要に応じて保育所だとか学校に連絡して安全確認を行うだと

か、そういう調整をまずやった上で、その段階で一時保護が必要だとかとなれば、児相のほうで送致を行うような形にもなりますし、町が調整機関でありますので、安全確認だとか調査の結果に基づいて、そのケースにかかわりのある部局ですとか関係機関の参加要請をお願いして、先ほど言ったケース会議を開催することになってございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私のほうから少しお答えしてまいりたいなと思ってございます。

ちょっとやりとりがなかなか、答弁漏れといいたいまいしょうか、補足説明が足りないのかなと。

気持ちは前向きに虐待の分については防止していこうという気持ちの形については変わらないと思うのですが、どうもやりとりの部分で、調査の関係についても町のほうの積極姿勢といいたいまいしょうか、そのあたりガイドラインができてくるのであれば、町が調整機関ということで担当課長も申し上げましたけれども、もっと一步踏み出して警察のほうだとか児相のほうだとか、来るのではなくて、先にそういうものについて調査を行ってもいいのではないかと。子育てのネットワーク会議がございまして、そこを情報を共有して、あと、言葉としては共通の理解をしてもらおうというような形で、同様な考え方でそのまま進んでいくのが望ましいと。同じ件数であるし、同じ考え方で、こういうときはどういう対応をするとか、そういうものを作成するというか、七飯町独自のマニュアルになるかもわかりませんが、そういう共通認識が足りないのではないかと、議員の御指摘かなとは思ってございます。

この件に関しては、今の部分については、なかなか今の段階ですぐ改善します、こうします、あしますということはなかなかお答えできないと思うのですが、今の子育てのネットワーク会議の中で十分に議論していただいて、まず先に情報を共有、とにかく共有するというのが第一番かと思っておりますので、その辺から踏み出しながら、少しお時間をいただきたいなと思ってございます。

やはり町のほうの姿勢といいたいまいしょうか、それ

が少し今答弁の中のやりとりの中でもちょっと足りないというような形のもので見受けられましたので、これからその辺についてはじっくり腰を据えてといいたいまいしょうか、きちっとした形の中で進めさせていただきたいなと。わかりやすいような形で虐待防止に努めていきたいという形のものでまとめさせていただきたいと思っておりますので、そのような形で御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 副町長の今のお話で、姿勢みたいなものはわかったのですけれども、ただ、今、時間をかけてちゃんと議論されて、多分取り組んでいくということだったと思うのですけれども、逆に、これは時間をかけていいのかなというのが。

というのは、細かい取り組みの内容まではやっぱり時間かけて、それはやっていただきたいのですけれども、現状で、七飯町で起きている虐待の件数がわからない状態ですよ。それは時間かけてやるところでなくて、もうそれこそ児童相談所との連携というのも、今までの連携では、結局連携でなかったようなものですよ、結果。解釈の違いなのか、どこまでというふうな考えのところだったのかわかりませんが。

結局、七飯町では8件だよと。でも実際は何件だよと。それを担当のところであれば、把握していなければならないと思うのですよ。結局、この北海道のガイドラインができた中でも、これは取り組み事例も載っているものであれですけれども、足寄町だとか石狩市のほうでは、児童相談所との連携というのを、ただの連携だけではなくて、例えばそれに特化したスタッフを置いているところもあるし、要は、児童相談所のほうも、本来であれば児童相談所のほうからも七飯町では何件ありますよとかというのがあれば町としても楽かもしれないですけれども、児童相談所のほうも実際にそういう通告があった場合は、それこそ48時間以内に安否確認だ何だというので、一回一回町に対して一緒に行きますかとか、どうたらとやる余裕がないというのも現実みたいですよ。

その連携がしっかりできている町であれば、例

えば電話入れます。こういう通告が入りました。うち今からいきますといったときに、町の体制がしっかりされているところであれば、電話して、すぐ七飯町のほうからも現地に行きますよとかというのはあるようですけども、いきなりそこまですることができるというのは難しいかもしれないですけども、ちょっともう少し中身、内容、児童相談所との連携、連携という言葉は連絡すれば連携になるのかもしれないですけども、一緒に動くというのをすぐ改善していかないとまずいのではないかなと。

児童虐待防止対策体制総合強化プランという、これは新しく国で、去年、会議をして進めているものだと思うんですけども、この中でも市町村の体制強化というので、子ども家庭総合支援の拠点の強化、市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進すると。あとは、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員だとか専門職の配置だとか、研修の受講も義務化されていることを踏まえ、配置を支援するというふうになっているんですけども、これは昨年につくるというものですから、このとおりできているかちょっとわかりませんが。

国のほうではこういうふうなものも出ているので、閣僚会議の中でのあれですけども、今の国の話は置いていっても、ガイドラインができて各町に、七飯町に来ていますので、ちょっと今回こういうことになってしまったので、施政方針にも町長も虐待防止についてもしっかりやっていくということで書いていますし、また、教育行政方針の中でも家庭環境だとかいろいろな課題の中には教育委員会としても町長部局と連携して対応すると書いていますので、これもただの連携、電話で連携しているのだけではなくて、ちゃんと中身まで、学校現場からこういう話が来た、けれども、行政側はそれは教育委員会だからではなくて、学校現場で何かそういうのが発覚しました。でもその子は家に帰れば家の地域の子供ですので、そこはうちでいけば子育て支援課になるのかな、のほうでちゃんと連携をとっていただかないと、子育て支援ネットワーク会議自体も、それこ

そ、どういうふうなことをやっているのだということも、せっかくやっているのに、余り機能していないというようなことになれば意味がないと思うので、こういう虐待の関係のそういう会議ですから。

要は、七飯町ではそういう大きな被害というのは今までなかったと思うんですけども、どこの町もそういうのではないほうがいいんですけども、もしあったときには、被害が大きくないうちにしっかり対応できていけば最悪な事態までいかなることができるので、虐待をゼロにするというのはなかなか難しいとは思いますが、小さい虐待を見つけて大きくならないようにするのは町の力で何とかできると思うので、その辺について今後しっかりしていただきたいなど。

○議長（坂田邦彦） 副町長。

○副町長（宮田 東） それではお答えしてまいります。

先ほどの部分でじっくりという部分については、まず件数のほうについては、速やかにすぐ確認はできると思います。最新版といいたまうか、そういう数字については、件数は。

ただ、中身の先ほどの子育てネットワークの部分については、いろいろな関係機関が集まっているので、そこは一回いろいろな部分で協議していかないとだめだと思います。情報の共有化だとか情報の理解だとか、そういうものもまず共通認識していかないとなかなか前に進まないのではないかなと思います。そういうものを担当のほうで調整機関ですので、窓口の中でつくっていただいて、それこそ、先ほどのガイドラインの実効性のあるようなもので、それについて揉んでいただくというような形になろうかなと思っています。その分については、ちょっと時間がやっぱりかかるのかなと思っています。

件数の押さえだとか、そういうものは至急求めて、答えが出てきたものについて内容については急いで対応しなければだめなものもあると思います。そのときは、先ほど担当も言いましたケース・バイ・ケースというものもあろうと思いますけれども、その部分については、件数は早く押さえると。そして実際の部分のネットワーク会議を

中心としたものについては、ガイドラインに沿って実効性のあるような体制づくりといいたいでしょうか、そのものを進めてまいりたいと思いますので、そのような形の中で御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私のほうから、教育行政方針にかかわって一部御質問ありましたので、お答えをしてみたいと思います。

学校の現状なのですけれども、体に傷があるとか虐待が見た目でわかるものについては、すぐに兎相等に連絡をしております。

ただ、学校のほうで悩むのが、体に傷はないのですけれども、例えばお風呂に入っていない状態が少し続いて、若干においがしてきているとか、あるいは給食の食べ方が非常に旺盛だということとか、そういう小さいことについて結構気づきがあります。気づいたものについては、担任の先生と管理職、生徒指導の先生も含めて保護者と対応するというようなこともやっております。

ただそこは、虐待を広義に解釈すると、おおいのするところも虐待になるのですけれども、それとあわせてにおいがするということになるといじめの対象になってくるというのもありますので、やっぱりその子をいじめから守る上でも、学校としては家庭に入って対応しなければならぬということをやっております。

ただ、給食の問題はある意味ネグレクトという問題も出てきますけれども、学校としての対応が限界にきているというケースもあります。そうしたときには、やっぱり町のほうの支援をいただきながら、その家庭環境とか、考え方とか、子育てをする上での環境を保護者にもやっぱり変えていただきたいという学校側としての強い思いに対して、それをサポートしてくれるのがぜひ町であってほしいと。

そして、その町というのは、行政機関としての町もありますし、あるいは見回りということからいくと、民生委員の皆さん方とか、あるいは地域の方々とか、いろいろな方々がいらっしゃると思います。そういう方々の協力を得ながら、極端に

言うとなった一人の子供のために、地域、行政、教育委員会が一体となって守ってやるというような仕組みをつくる上で、教育委員会だけで学校だけで抱えていてもなかなか環境が改善されないという実態が今までの経験上、学校としてそういうことを強く思っていましたので、今回初めて、町長部局との連携というものを outsourcing させていただきました。

具体的に言うと、連絡だけということ、まず連絡をして、やっぱり状況を把握していただくところから入らないと、ノウハウうちのほうもありませんし、これは行政側と相談しながら、どうやって子供たちをよくしていくかということを考えなければいけないので、そのきっかけとして今回こういう表現をさせていただいたということ御理解をさせていただきたいと思います。

子供たちのために何とかしたいという思いを込めて書かせていただいた内容だということ御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） ちゃんとした連携をして、教育委員会もそうですし、町のほうもやっていくということですが、本当にやっていたかかないと困るなど。命がかかっているようなものですから、今回ちょっと残念な感じになってしまいましたけれども、そういう状況だということがわかっただけでも、逆にこれからはいいのかなと思いますので、本当に早急に取り組んでいただきたいなど。

児童相談所のほうもこのガイドラインができたことによって、行政に対していろいろな研修会を開いたりとかという、そういうものもやってくれることになっていきますので、向こうから来ないからではなくて、やっぱり七飯町の子供は七飯町で守るといふつもりで、みずからそういう児童相談所だとか、そういう機関と連携していくようにやっていただきたいと思います。

一応最後、町長の施政方針のほうにも虐待防止に取り組むと書いていたので、残念な内容にはなりましたが、ぜひこれを機に改めてやっていただきたいなどと思いますけれども、

最後、お願いします。

○議長（坂田邦彦） 町長。

○町長（中宮安一） 施政方針のほうにもしっかりとやっていくということを書いています。

大変私の指導力不足でありまして、どちらかというと、この事件、対岸の火事に見ていたのかなという気がしました。そうでないです。これ、いつ七飯で起きるかわからないです、実は。児相が白書として出してくるのは来年の1月かもしれません。そんなの待ってられないですよ。

こういう事件があったら、もう既に自分たちは8件、去年より少ないな、おかしいなど。児相にもう相談に行って、今の時点で言えば、1月末でもいい、あの事件があった時点では12月末でもいい。この平成30年度中に七飯ではどれぐらい、自分たちに来ているのは何件だけれども、警察経由で来ない部分は何件あったのかということも、これはまず知ると。それが基礎データですから。基礎データがわからないで対策は、私は練れないと思っています。そういう意味からすれば、大至急児相のほうに、こちらから出向いていかせて、件数をまず抑えろと。それは1月末なのか、2月末というのはちょっと難しいかもしれませんが。児相も随分たくさん件数を抱えていますし。

ただ、ちょっとだけ安心しているのは、首相の閣議決定なのか、答弁なのかちょっと忘れちゃったけれども、児相の職員をかなりふやすのだという、そういうことを聞いておりますので、そういう意味では、そこにふえるということは、私たちも相談しやすくなるので、そういう意味では大変心強いなというふうに思っています。

いずれにしても、私どもの認識、私の指導力不足でこんな、きょうの議論の中で、随分七飯町はと思われた議員もたくさんいらっしゃると思います。それは本当に私の指導力不足ですので、しっかり謝りたい。

そして、そういうことのないように、これから早急にスピードアップできるところはスピードアップ、それから、時間かけなければいけないところがあるかもしれません。そういうところはしっかりとじっくり議論をしていただいて、確か

な方向性を見出していくという、そういうことをやらさせていただきますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 暫時休憩をいたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

佐野史人議員。

○8番（佐野史人） 通告に従って、質問させていただきます。

1番目、赤松街道等の電線埋設化と赤松の伐採について。

1番目、昨年12月7日の道新に、無電柱化要望続々という記事が掲載されていたが、災害時の緊急輸送道路の確保や景観向上を目的に電線や電柱を地中に埋設する無電柱化の整備率が北海道では1.5%にとどまっている。国は、全国で無電柱化を加速させ、国土交通省北海道局も2019年度北海道開発予算で整備費の上積みを求めているとあった。

七飯町では、これまでも国道5号の赤松並木に係る電線や大沼公園トンネル出口に係る電線・電柱の埋設を求める声があったが、今までどのような取り組みを行ってきたのか、伺いたい。

2番目、一昨年、国道沿いの赤松が5本伐採される計画が住民からの通報で教えられ、急遽、伐採中止を申し入れるということがあったが、その後、国道5号の赤松並木の伐採が予定される際にはどのように協議を行っているのか、お伺いしたい。

○議長（坂田邦彦） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 1問目の1点目、電線の埋設化の今までの取り組みについて、お答えいたします。

国道5号の赤松並木に係る電線や大沼トンネル出口に係る電線・電柱の埋設に関しては、電力事業者、または通信事業者の費用負担の面から発展

しませんでした。

しかし、防災安全・安心、景観観光の観点から、無電柱化の推進に対する気運が全国的に高まり、平成27年10月、無電柱化を推進する市区町村長の会が組織され、七飯町を含め212の自治体が加入。平成28年2月には同会から内閣総理大臣等は無電柱化の推進に関する法整備を要望しているところでございます。

当町としても、これまで赤松並木や大沼トンネル出口も含め、国道5号の無電柱化の実現については国に対し要望しておりますが、北海道新幹線開業、道の駅整備、北海道縦貫自動車道の開通効果を生かすため、その効果の要衝である国道5号峠下地区の無電柱化も平成28年2月末に町長及び町議会議員から北海道開発局函館開発建設部長に対し要望してございます。

現在は、字峠下の道の駅から字藤城の函館新道と国道5号の合流地点までの延長800メートルの区間の両側が赤松街道電線共同溝整備計画区間と指定され、平成30年度は調査設計が実施され、平成31年度より一部工事が着工される予定であります。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内圭介） 2点目の国道5号の赤松並木の伐採が予定される際にはどのように協議を行っているかという御質問についてですが、赤松街道の赤松並木は、函館市桔梗町から七飯町峠下までの14.3キロメートルが1972年に北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区に指定され、1986年には日本の道100選にも選定されるなど、赤松並木の歴史とその景観はとても貴重なものであることから、住民ボランティア、赤松街道を愛する会が開催する観察会やこも巻き、こも外し体験会などの赤松並木の保護・保全活動にも協力し、広く周知してきたところでございます。

しかし、七飯町市街地の広がりによって、一部撤去された赤松もあり、開発と保全活動について相反するものでございますが、これまでも共存共栄を図れるよう、赤松街道沿道で開発事業を考えている事業者に対して、事前に協議をし、土地利

用の工夫を図っていただきながら、極力、保護・保全の御協力をお願いしてきたところでございます。

具体的には、国道5号沿道で歩道等を改良して取りつけ道路の接続をする場合には、道路管理者である函館開発建設部へ赤松の剪定や伐採も含め事前協議が必要であり、あわせて七飯町赤松並木環境緑地保護地区になっていることから、道条例の規定により当町の環境生活課にも事前協議と届け出の提出が必要であります。

また、道路管理の上で立ち枯れや倒木のおそれがあるなどの理由により、赤松の伐採が予定されている場合についても、函館開発建設部、赤松街道を愛する会、七飯町の三者で赤松の状況を確認し、樹木医の診断や専門家からの意見などをもとに伐採について協議を行っております。

赤松街道の赤松並木は、その赤松によって民地に入っているものもありますが、地権者や開発事業者の御理解、御協力を得ながら函館開発建設部、赤松街道を愛する会などの関係機関と連携し、今後も保護・保全に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 1問目について、まず。

この質問を私、平成27年第1回定例会で同じことを質問しています。今の答弁を聞いてみると、平成27年に、何かこれに関する会を設置されて、市町村でまとまって対応したというようなことを今お話ししたのでちょっとびっくりしているのですが。

この同じ質問、4年前にも私やっているのです。そのときの答弁で、電線埋設化にかかる費用は誰が負担するのかということを質問したら、町にも負担があるから、ちょっとなかなか手は出せないのだというようなことを答弁されたので、その後、北電の担当者のところに行って話をし、その内容を平成27年度に言って、ちょっと違うのではないのということは言ったのですが、平成27年度にこの会ができて、今、道の駅の周りをやろうと計画なされていると。いいことだなと思うのですけれども。

町長が前に盛んに言っていたのが、大間原発の事故があったら、この5号線は避難通路だと。これはとても大切なところだと。私はね、今準備して「なないろ・ななえ」の道の駅の周りをやるというので、もう始まっているものですから、それをどうのこうのはいいませんけれども。

もう一つ、続々と今手を挙げているのなら、トンネルの出たところ、あそこの電柱、この間数えたら20本あるのですね、あの狭いところに。あれが倒れたら、トンネルの中、全部車とまりますね。とっても危険な状態です。

ただ、私以前言ったときは、災害のことは頭になかったのですよ。景観のことを主に言っていたものでね、あのときに気がついて、実は避難道としては危険だよということを言えればよかったのですけれども、今ともなれば、そのときに言って、続々みんなの手が挙がる前に、七飯は上げるべきだったのではないかなと。今からでも遅くはないのではないかなと。この大間原発ということを考えたらですね。

そしてましてや、地震のあれが大沼の議長の方の近くまで入っていますよね、地震のラインが。そのぐらい危険なところなのでね、これは一つ早目に、皆さんが続々手を上げる前に、これはやったほうがいいのではないかと。

そして、この費用についてもし担当者のほうでどういう状況になるのか。七飯町に負担があるのかないのか、わかっていれば、お答えください。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 費用の部分で、今私どもが所管している情報管理という部分で、光ケーブルがございます。

今、計画路線にある峠下800メートル両側について、町が布設した光ケーブルが今、電柱に共架という形で整備をされています。それが無電柱化になった際には、5年間で工事を実施するというようになっておりますが、私どもの試算では、その区間だけで1,100万円程度。町の負担。光ケーブルの移設に関する経費として、その分推計をしているところでございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 光ケーブルのほうの費用については、今、総務財政課長から答弁申したとおりなのですが、この無電柱化の整備の全体的な費用というのが、国の推計によると1キロ当たり、その場所にもよるかと思えますけれども、約5億3,000万円ということで国のほうで推計しております。

この費用負担の割合なのですけれども、道路管理者と電気通信事業者が負担すると。これは、電線共同溝という方式でやると、道路管理者と電線事業者が負担する。その電線の中に一部今回光ケーブルが入っているので、町の負担も一部出てきますということでございます。

先ほど、大間原発の話も議員おっしゃられましたけれども、あのトンネル、すごく非常に重要な道路だと感じて私も思っております。あそこが寸断されてしまうと、迂回もなかなかできないということで、重要な道路であるということは私も認識しているところではございますので、引き続き、その辺についても、これからも国に対して要望していきたいというふうに思っております。

また、平成27年に御質問されたということなのですが、平成27年10月に全国の無電柱化を推進する市区町村長の会というのが、これは発足の初めがどこの町かちょっと忘れたのですけれども、どちらかの市町の方からの声がかけて全国に声をかけていただいて、そのうち212の市町村が加盟して、それに参加して無電柱化を推進しているという会を発足させたと。その中に七飯町も入りまして、その動きもあって、国のほうで法整備だとか計画の策定だとか、進んできたという状況になっております。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） よくわかりました。

費用が1キロ当たり5億3,000万円ですか、かかるということで、大変な金だと思うのですが、きょう、災害対策について主に言っているのですが、前に私、景観のことでもって、これを取り上げていったのですが、せっかくなら景観のほうも、全国的には景観で動いているところもありますし、木村捷司の画家のあたり、道の駅のプ

レートがあるあたり、あの辺なんかは特に松並木の中に伝線が走っているという状態ですので、去年ですか、去年の北海道新聞の函館でも初雪という記事が載っていましたが、写真入りで、見事な写真で、初め、これ油絵かなというような感じを受けたのですけれども、記者の方が写した写真、それを見て、私は感動したのですけれども、それには電線も電柱もないですよ、やっぱりね。景観上すばらしいところつかまえて写真を撮ったと思うのですけれども、それぐらい函館の町でもそういう電線・電柱のないところの風景というのはかなりインパクトあるのですよ。ですから、これは災害防止を主にして景観のほうも後ろで押していただければと思うのですけれども、その辺はそうは簡単にはいかないものでしょうか。

○議長（坂田邦彦） 町長。

○町長（中宮安一） ちょっと私のほうからお答えさせていただきますけれども、実はこの市区町村長の会というもののメンバーに入っていて、ぜひ出席をしていただきたいというのが、峠下の無電柱化が来年度予算つきますよという話の中から、そういうところですから、ぜひ七飯町も。そのときは七飯町と函館市、道南ではですね、函館の駅前と七飯の昆布館の前だけだと、ぜひ会議にも参加していただきたいということで、1回行ったことがあります。

その中でも、非常に災害時の話が出ていました。景観というのもありますけれども、むしろ景観よりそのときの会議の中では、災害時の話がすごく出ていました。そして、現実に東日本大震災で車が通れなくなった写真というのがたくさん出ていました。ですから、災害時に相当この電柱というのは、大きな地震が来たときには邪魔になるのだなど、そういうことで私もぜひ無電柱化というものをしていきたいなということをつくづく感じさせられました。

また、景観でいえば、例えばロンドン、パリの一番いい景色のところなんかの写真と日本のいいところを出すと、やはり日本の写真は電柱だらけなのです。ですから、先進国でこんなに電柱の建っている国というのは日本しかないという、そんな言い方もされていました。講師の先生は。で

すから、なるほどなど。

そういう意味では、私もそのとき思ったのは、できれば、これからの開発行為、これからあるかどうかわかりませんが、開発行為のときにも無電柱化にしていけるようにしたいなと思いました。

そして今、1キロ当たり5億何千万円という、その試算も出ていますけれども、今この会で言っているのは、たくさん全国中で工事やると、さっき言った共同溝、これらがすごい高いそうです。それがたくさん使われることによって安価になっていくと。

それともう一つ検討しているのは、余り深くなくてもいいのではないかと。北海道の場合ですから凍結深度というものの関係も出てきますので、北海道の場合は、この地区でいうと60センチよりもちょっと深く入れなければだめでしょうけれども、1メートル20とか、そんな感じで入れているものですから、そういう深さの問題も費用がかかる部分で問題があるのだと。

ですから、そういうことも国交省を通じてしっかり研究していきましょうということが出ておりました。ですから、そういう意味では、私はもっともっとやはり私どものほうから景観、あるいは災害時のために無電柱化をしていただきたいということ声を大にして言うべきだろうと。

ただ一つ難しいのは、先ほど議員が冒頭おっしゃった大間原発の関係で、何かがあったときには大動脈がとまってしまうぞという話ですよ。トンネルのところで電柱が倒れたら。もちろんそうです。ただ、それを前面にしたときに非常に難しい問題があるのではないかなというのは、ある意味、大間原発を認めるのですかと。逆に言えばですね。そういう議論になったときに、そこをもうちょっとその部分では原発の部分ではもう少し理論武装が必要なのかなと。

ただ、地震、函館平野西縁活断層ですか、そういうものも峠下から始まっていますから、それがずれたときに震度6強の地震が来ると言われていますので、そういう意味では原発を除いて災害対策、あるいは前のおり景観と抱き合わせながら、町内の国道5号線をしっかり国のほうに要

望。そのときに町費がやはりどれぐらいかかるのかということも計算しながら、要望活動を強めてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 1の2問目です。

一昨年、国道沿いの松の木が5本伐採されるという計画が住民から教えられ、急遽、伐採中止を申し入れるということがあったが、その後、国道5号の赤松並木の伐採が予定される際にはどのように協議を行っているのか、お伺いしたい。

○議長（坂田邦彦） 先ほど答弁もらっています。

○8番（佐野史人） 再質問させてください。

それで、当時、松の木を伐採するということなのですが、開発の土地、国道に入っている土地3分の2に松が入っていて、後ろ3分の1が民地に入っていると。ですから、これを民地側の人が伐採しろと。半分、国道の分は伐採しなくても構わないけれど。そんなことはできないので、そうしたときに、これをとめる手段がないと当時言われたのですよね。赤松並木を保全する会の会長からやむを得ないのだと、これは幾ら我々が愛する会が騒いだところでどうしようもないのだということをおっしゃって、そうではないのだろうと思うのですよ。これは七飯町の財産ですからね。体張ってでもとめるのが筋ではないのと言ったのですけれども。

そのときに、その計画を中止したのですけれども、その後、町は開発に対して事前協議を申し入れてあると、そのとき聞いたのですが、そういうことがあれば町へ開発のほうから話が来ることになっていますか。

○議長（坂田邦彦） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内圭介） 現在は、開建のほうにそういう開発行為等の届け出があった際に伐採等の相談がありましたら必ず町のほうにその辺の情報提供をいただき、あと町のほうで必要であれば現地等確認して、赤松を愛する会、こちらのほうとも確認しながら協議を行っているということでございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 先ほどの答弁で、歩道等を取りつけるときに邪魔になるところはやむを得ないような発言だったのですけれども、何としてもかわすという方法は検討できない、事前に検討しているのだろうか。しているとは思いますが、その辺。

○議長（坂田邦彦） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内圭介） 事前に協議、こちらの方に来た場合に、伐採とかそういうものについては行わないように、こちらのほうから強く開発事業者のほうに協力を求めているところでございます。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 次に行きます。

2番目、役場窓口の対応について。

七飯町の住民が相談に訪れた場合、または手続に訪れた場合、各課にわたるさまざまな案件に対し、例えば家族が死亡した場合など手続が幾つかの課にまたがる場合、順番に各課へ移動して手続をしなければならないのか。または1カ所で手続が完結できるのか。現状はどうなっているのか、お伺いしたい。

○議長（坂田邦彦） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 役場窓口の対応についてでございますが、最も受付業務の多い住民課総合窓口係では、住民異動、戸籍関係の手続とあわせ、住民票、戸籍謄本、課税証明書、納税証明書など、証明書発行業務を取り扱ってございます。また、御家族の方が死亡した場合など手続が幾つかの課にまたがる場合などもあります。その手続をされる方々それぞれによってさまざまな取り扱いとなります。それは、単純に死亡された方の年齢にもよりますし、例えば後期高齢者や国民健康保険の対象者の方であれば、死亡届出後、健康保険や国民年金の手続も住民課で手続ができません。

また、介護保険においては福祉課となりますが、住民課に隣接しておりますので、職員が互いに連携しているところでございます。

なお、来庁者の要件を確認し、総合窓口係で対

応できない案件は状況に応じて担当課に案内、または担当職員を総合窓口と呼ぶなど、その状況に応じたケース・バイ・ケースで対応しているところがございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） この間の、これは道新なのですけれども、十勝管内の役場でこういう対応をされたという記事が載ってまして、町民の方、町内会の奥さんたちが集まったときに、母親の急な私用のため役場を訪れたが、いろいろな窓口を回らなければならないと覚悟していったが、事情を話すとワンストップ窓口で待つように案内され、そこへ健康保険、介護、固定資産、水道、戸籍などが次々と担当者があらわれて、手続を全部終えることができた。感動したとあって、七飯町もこういうことをやればいいのになというので、やっているのではないかなとは言ったのですけれども、よくわかりました。やっているということなのですね。ワンストップブースをつくるまでもないのかもしれない。そのように総合窓口等で隣同士というのが多いと。

ただ、これから先、七飯町は今、日本語学校をつくらうとしていますよね。それで外国人が入ってくる。そうすると、いろいろなところで役所で届け出をしなければならないことが起きてくると思うのですよ。実習生なんかはまた別な組織であるのだと思うのですけれどもね。家族だとかいろいろな人たちが今度役場に直接来て届け出をする。そういうときに対応がいまいまではないでしょうけれども、近い将来、当然起きてくると思うので、その辺のことを検討されているかどうか、お伺いします。

○議長（坂田邦彦） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 行政サービスや窓口サービスに当たりましては、他の市町村さまざまなサービスなどがあるかと思えます。これは、今後勉強し検討していきながら、今後も窓口サービスの充実に努力したいと思えますので御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 次に行きます。

3番目、大沼地区における小中学校の統廃合及び七飯町教育行政方針について、お尋ねいたします。

1番、1月31日の道新で、中頓別町の学校教育が取り上げられていました。保育園から中学校までの一貫教育、児童の自然体験、小学生の学力の底上げ、公費で賄う中学生の1週間のハワイでの英語研修、留学などが紹介されていました。

大沼地区で今、義務教育学校を発足させようとしていますが、一貫教育のよい点が協調されていますが、魅力あるカリキュラムを取り入れることや特色ある教育はできないのか、伺いたい。

2番目、七飯町教育行政方針では、「第3、学校教育の充実」に基礎学力の向上とあるが、今までも基礎学力の向上には大変な努力をなされてきたはずであります。

今回、再度これを掲げたのは、新たなチャレンジをする予定があるのか、それとも、今までの教育を見直そうということなのか、お伺いしたい。

○議長（坂田邦彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（扇田 誠） 1点目についてお答えいたします。

昨年12月26日に大沼、軍川、東大沼の3小学校と大沼中学校のPTA代表、そして大沼の各町内会の代表によって構成されている大沼地区義務教育学校開設準備委員会を設置し、その中で来年4月1日に開校に向けて準備を進めているところでございます。

この質問の魅力あるカリキュラム取り入れや特色ある教育については、この委員会の中で保護者や地域の皆様方の御意見を頂戴しながら検討しているところですが、現時点で言えることは、保護者や地域からの要望の強い英語教育の充実については力を注いでまいりたいと思えます。

また、大沼を知るための地域学習、大沼学については、9年間を通じて実施してまいりたいということでございます。

まだまだ議論の途中でございます。これからのいろいろな意見や要望が出てくると思えますので、学習指導要領との整合性も図りながら、子供たちが夢を持てるような教育が実施できるように努力してまいりたいと考えております。

2点目の基礎学力の向上は、学力向上のための一丁目一番地であり、御質問にあるとおり、今までも各学校において御尽力いただいております。基礎学力の定着なくして子供たちの学力向上が望めないことは言うまでもありません。

このため、新たなチャレンジをすとか、今までの教育を見直すとかではなく、毎年毎年基礎学力を子供たちに定着させることが学校教育の最重要課題であると考えていることから、今年度も再度掲げたということでありますので、御理解を願います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 1問目に。

この新しい義務教育学校の魅力についてであります。今、委員会でいろいろ要望が出ていると。地域でも特に英語という声は大きいのですが、中頓別町の中学校では、1年生、2年生が15人程度しかいないのでできるのだと思うのですが、ハワイへ1カ月間でしたかね、留学させると。英語の実力をつけて、小さな村ですから町へ就職して出ていったときに胸を張って出ていけるという、自信を持たせるためにもやっているのだと。

それで、七飯町でも大沼中学校がこれをやりたいといったときに、人数的にはそんなものだと思うのですよね。大沼は小さいですからね。1年、2年といったらそんなもの。費用を調べてもらったら、中頓別は1人当たり40万円ぐらい。先ほど私1カ月と言いましたが、たしか2週間の間違いですね。2週間程度だと思うのですけれども、1週間ですね。すると、1週間だと40万円も、中頓別から行くとなるとそうかもしれないけれども、函館から行くとなるとハワイだと4泊6日で十二、三万円で行けるはずですよ。だから、もうちょっと補助すれば1週間英会話の勉強に行けるのではないかなと思うのですけれども、ここで、大沼中学校だけそれをやれと言えちちょっと問題があるので、各中学校、3校ですか、ある学校が大沼は修学旅行はハワイ行こう、1週間。そのための補助をします。どこどこの中学校は、どこか沖縄へ何しようとか、そういう学

校学校で魅力あるカリキュラムを組めば、そういうカリキュラムがあるのなら、うちの子もそっちへ行きたいわという親、必ず出てくるのですよ。修学旅行は7万円ぐらいですか、自己負担。それに対して、そのぐらい補助してあげれば、もうちょっと補助してあげれば、それぞれみんな目的を持って学校学校が魅力あるカリキュラム組んで、うちはこういうことやるぞとやれば、おもしろいことが起きるのではないかと。全国的にもこれは注目されると思うのですよ。

今、新しくやろうとしていることに対して、そこだけではなくて、七飯町の教育はこういうことを将来やろうとしているのを発言したら、結構注目浴びるのではないかと思うのですけれども、そういうことができないものか。教育上の法律か何かあるのか、そういうことは抑えられているという、また父兄の負担がどうなるかという心配もあるでしょうけれども、その辺をカバーできないものか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（坂田邦彦） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 笑顔で御質問されていますので、私も笑顔でお答えしたいと思うのですけれども、笑顔でお答えしながら、内容としてはできませんということです。

子供たちに夢を与えるという意味ではすばらしいと思います。そういう可能性を全く否定できるかといったら、将来どういふふうになるかわかりませんので、そのところ全否定するつもりはございません。それから、例えば七飯町内の三つの中学校がもし将来そういうことができたならということで、子供たちも含めて考えていただくことは非常に有意義なことだと思います。

ただ、現実的にはそこで費用の問題とか、いろいろな問題が発生しますので、なかなか今の段階としては難しいというのがありますけれども、ただ将来において特色ある学校、あるいは英語教育を充実させるという意味では、決して全否定できる内容でもございませんので、きょうあつた質問については、頭の隅にしっかりと受けとめさせていただいて、将来に向けての検討材料にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 佐野議員。

○8番（佐野史人） 隅にと言わないで、できるだけ前頭部で記憶していただければ。

終わります。

散 会 の 議 決

○議長（坂田邦彦） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（坂田邦彦） 本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時50分 散会

